

南シナ海の現況
——南シナ海仲裁裁判所裁定 9 年目の今、何が起きているか——

上席研究員 上野英詞

はじめに

南シナ海仲裁裁判所が 2016 年 7 月 12 日にフィリピンの訴えをほぼ全面的に認めた裁定を公示してから、2025 年 7 月は 9 年目に当たるが、南シナ海の現況はどうなっているのか。本稿は、南シナ海で今、何が起きているかを概観したものである。

昨今の南シナ海における特徴的景観は、中国の特にフィリピンに対する威圧的な嫌がらせ行動の常態化と、「領土は 1 平方インチたりとも譲らない」（フェルディナンド・マルコス大統領）との決意の下、米国との同盟関係や日本やオーストラリアなどとの安全保障ネットワークの構築を背景に、果敢に対抗するフィリピンの姿勢である。しかも、フィリピンは、中国の暴力的な行動と、それに対する自国の対応振りを国内外のメディアを通じて世界に積極的に発信している。

特定の国を標的とした中国のこうした行為は、2022 年 8 月のナンシー・ペロシ米下院議長（当時）の訪台時における台湾周辺での大規模演習実施や、それ以降の台湾周辺での威圧的な軍事演習の常態化と軌を一にするものである。

現在まで（2025 年 7 月末）のところ、こうした中国の威圧的行動もフィリピンの対応も、いずれも武力行使の閾値を下回ってはいるものの、海洋やその上空での行動は偶発的事態を出来させ、エスカレートするリスクを排除できない。その上、フィリピンはアジア最古の米国の条約同盟国であり、台湾も事実上、米国の防衛コミットメントの対象であることから、いずれの場合も、事態がエスカレートすれば、米国の介入への決意が試されることになりかねない。一方、威圧的行動を続ける中国としても、米国が介入に踏み切る敷居の高さを見極めることは難しい判断となろう。

海洋やその上空における偶発的事案が米中武力紛争へのエスカレーション・リスクを内包しているという点から見れば、南シナ海は世界で最も危険なフラッシュポイントであるといっていってもいいかもしれない。

1. 「半閉鎖海」としての南シナ海の地政学的特徴

南シナ海は面積約 350 万平方キロに及ぶ半閉鎖的な海域である。これを北から鳥瞰すれば、底辺にマレーシアとインドネシアが位置し、アジア大陸部とボルネオ島・フィリピン諸島に両側を囲まれ、その上（北）に台湾が位置する。国連海洋法条約第 122 条によれば、「半閉鎖海」とは、「2 つ以上の国によって囲まれ、狭い出口によって他の海もしくは外洋につながっているか、あるいはその全部または大部分が 2 つ以上の沿岸国の領海もしくは排他的経済水域（以下、EEZ）から成る」と定義される。実際、この半閉鎖海への出入り口としてのマラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡、バシー海峡及び台湾海峡と

いった諸海峡は、重要な戦略上のチョークポイントとなっている。そしてこれらの諸海峡から南シナ海を経て日本や韓国に至る海上交通路（シーレーン）が通っており、世界の原油タンカーのほぼ半分が通航するなど、南シナ海は、グローバル経済を支える海上交通の要衝であり、海洋国家日本にとって、海上貿易の半分強そして原油輸入の大部分が通航する生命線とも言える海域となっている。また、この海域は豊富な漁場であり、更には石油や天然ガスなどの埋蔵資源も多いと推定され、既に一部の沿岸国は海底資源の掘削に着手している。こうした埋蔵資源が南シナ海紛争の一因ともなっている。

南シナ海には、パラタス諸島（東沙諸島）、パラセル諸島（西沙諸島）、マクセルフィールド諸島（中沙諸島）及びスプラトリー諸島（南沙諸島）などがあり、パラセル諸島とスプラトリー諸島を中心に大小様々な自然に形成された陸地、砂州あるいは環礁などの海洋自然地形（features）が相互に近接して点在している。

南シナ海紛争の核心は、基本的にこれら海洋自然地形の領有権とその周辺の海洋管轄権を巡る紛争である。論点の1つは、対象となる海洋自然地形に対する主権とその法的性格を巡って展開される。国海洋法条約によれば、これら海洋自然地形の法的性格について、①環礁などの低潮時には海面上にあるが満潮時には海面下に沈む海洋自然地形を「低潮高地」とし、領海外にある「低潮高地」は如何なる海洋権限も有せず、領有の対象ともならない（第13条1、2項）、②「岩」とは恒久的に海面上にある「高潮高地」で、人間の居住や経済生活が維持できない海洋自然地形で、領海と領空のみを有する（第121条3項）、③人間の居住や経済生活が維持できる海洋自然地形が「島」で、領海、領空及びEEZを有する（第121条1、2項）、と規定されている。

南シナ海、特にスプラトリー諸島に点在する海洋自然地形については、中国とフィリピンに加えて、ベトナム、マレーシア、ブルネイそして台湾が全部あるいはその一部に対する領有権を主張し、領有権主張国は自国占拠地形の一部を埋め立てたり、建造物を構築したり、あるいは要員を常駐させたりして実効支配を誇示している。

安全保障の観点から東アジアの地理的環境を見れば、ユーラシア大陸の東側に、日本列島、台湾そしてフィリピンに至る連続的な島嶼群が連なり、インドネシアを経てオーストラリアに至る。台湾を境に、北に南西諸島を外縁として東シナ海が、南にフィリピン諸島とボルネオ島を外縁とする南シナ海が位置する。

これら南北に線状に連なる列島、島嶼群による外縁が「第1列島線」と称されるものである。この外縁の中間に位置する台湾は「第1列島線における不可欠の結節点（a critical node within the first island chain）にあり、インド太平洋地域における安全保障と米国の国益を守る上で不可欠の、そして日本列島からフィリピン、南シナ海に連なる、米国と同盟国及びパートナー諸国とのネットワークにおけるアンカーの役割を果たしている¹。」 米国は、日本と

¹ [Statement By Dr. Ely Ratner Assistant Secretary of Defense for Indo-Pacific Security Affairs Office of the Secretary of Defense Before the 117th Congress Committee on Foreign Relations United States Senate, December 8, 2021](#)

フィリピンとの間で条約同盟関係を維持するとともに、戦略的に重要な位置にある台湾との間でも「台湾関係法」（1979 年）に基づいて台湾の防衛に事実上コミットしている。

他方、これら南北に連なる外縁をユーラシア大陸側から見れば、これらは大陸国家の太平洋への進出に対する障壁となっている。中国は世界第 3 位の陸地面積を有する国だが、中国大陸の沿岸は北から渤海、黄海、東シナ海そして南シナ海に面しており、それらの外縁、第 1 列島線が中国の太平洋への進出に対する「障壁」となっている。従って、中国にとって、台湾を挟んで南北、即ちフィリピンとの間のバシー海峡、そして日本の沖縄本島との間の宮古海峡は太平洋に進出する上で極めて重要な戦略的価値を有する。実際、沖縄本島と宮古島間の海域などを進出経路とする中国海軍の戦闘艦艇の太平洋への進出は高い頻度で継続しており、また空母の太平洋への進出に際しては、南シナ海からバシー海峡を通過する事例や、東シナ海から沖縄本島と宮古島の海域を通過する事例が確認されている。また、航空戦力についても、2017 年以降、沖縄本島と宮古島間の空域の通過を伴う太平洋進出が一層活発になっている。²

図 1：台湾は第 1 列島線における不可欠の結節点



Source: Sacks, David, Meghan O'Sullivan, et al. "U.S.-Taiwan Relations in a New Era: Responding to a More Assertive China," Council on Foreign Relations Independent Task Force Report, June 2023. p.51.

しかしながら、この「障壁」は、中国から見れば、逆に「防壁」としての機能も併せ持つ

² [令和 7 年版防衛白書、74～75 頁](#)

ことに注目しなければならない。中国から見て、この「防壁」は第1列島線として領域拒否ゾーンを構成し、それを超えた接近阻止ゾーンとしての「第2列島線」とともに、中国の近海防衛戦略の要となるラインである。従って、特に第1列島線の内側の海域である、東シナ海と南シナ海における領域支配の確立は中国の「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」³にとって必須の要件であり、中国が日本の尖閣諸島周辺海域とともに、南シナ海のフィリピン管轄海域において、海警局所属船舶や海上民兵船舶を中心とするプレゼンスを常時維持している所以である。

2. 中国の狙い——「核心的利益」としての南シナ海

(1) 「9段線」地図に見る領有権主張

中国にとって南シナ海は、第1列島線の内側にある領域拒否ゾーンであり、「核心的利益」とされる。中国の南シナ海に対する領有権主張は2009年5月7日に国連に提出した文書に添付された「9段線」地図に明示されている。中国は、マレーシアとベトナムが合同で2009年5月に国連大陸棚限界委員会（CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf）に大陸棚外縁の延長を申請したことに対する抗議の口上書で、9段線地図を論拠として提出した。中国が南シナ海の領有権を国際的に主張するために9段線地図を使ったのはこれが初めてとされる。この口上書で中国は「南シナ海の島嶼及びその隣接海域に対する議論の余地のない主権を有するとともに、当該海域ならびにその海底および下層土に対する主権的権利と管轄権を享受している」と述べ、「長い歴史の過程で形成されてきた南シナ海における中国の主権と関連する諸権利は、歴代中国政府に受け継がれ、国内法によって何度も再確認され、国連海洋法条約を含む国際法規によって護られてきた」と主張している⁴。いわゆる「歴史的権利」と称するものである。しかしながら、中国は、9段線地図が依って立つ座標などの根拠については一度も明確に言及したことはない。

9段線は、2023年8月に公表された「中国標準地図 2023年版」で、台湾の東側に1本の段線を加えた10段線に拡大された⁵。この地図の特徴は、初めて大陸本土と同縮尺で南シナ海の9段線で囲まれた領域を自国領として明示するとともに、台湾の東側にもう1つの段線を引き、10段線として台湾の領有権を誇示するものになっていることである。

こうした中国の南シナ海に対する領有権誇示とそれを根拠にしたスプラトリー諸島への強引な侵出に対して、フィリピンは2013年1月、西フィリピン海（フィリピンは自国の管

³ 南シナ海における中国の A2/AD 能力については、例えば以下を参照。

[Olli P. Suorsa, ATTAINING ALL-DOMAIN CONTROL: CHINA'S ANTI-ACCESS/AREA DENIAL \(A2/AD\) CAPABILITIES IN THE SOUTH CHINA SEA, ISSUES & INSIGHTS, VOL. 25, PACIFIC FORUM, FEBRUARY 27, 2025](#)

⁴ [chn_2009re_vnm.pdf](#)

⁵ [China's new map draws outrage from its neighbors – The China Project](#)

轄海域を「西フィリピン海⁶」と呼称している）における領有権紛争の平和的かつ持続的な解決を実現するために、国連海洋法条約に基づいて、オランダのハーグにある常設仲裁裁判所に中国を提訴した。フィリピンの提訴項目は、国連海洋法条約を判断基準として、条約の限度を超えた中国の主張やスプラトリー諸島の海洋自然地形の法的地位やその地理的位置など、15 項目について判断を仰いだものである。中国は、2014 年 12 月の南シナ海の管轄権問題の仲裁申し立てに対する中国政府の立場に関する口上書⁷を常設仲裁裁判所に提出し、仲裁裁判所には本件に対する管轄権がないと主張し、以後、一貫して仲裁手続きを受け入れない姿勢を示してきた。

（2）南シナ海仲裁裁判所の裁定

オランダのハーグに設置された南シナ海仲裁裁判所は 2015 年 10 月、「仲裁裁判手続きへの中国の不参加は仲裁裁判所の管轄権を奪うものではない」とし、仲裁手続きを進めることを決定した。そして 3 年半後の 2016 年 7 月 12 日、南シナ海仲裁裁判所はフィリピンの提訴項目に対して裁定を下した。

仲裁裁判所の裁定は、主として以下の諸点から注目される⁸。

第 1 に、南シナ海の大部分をカバーする中国の 9 段線主張と、9 段線内の海域に対する中国の主権的権利、管轄権または「歴史的権利」に関する判断である。裁定は、①南シナ海の海洋資源に対する中国の「歴史的権利」の主張は国連海洋法条約の規定の限度を超える部分については無効であり、②中国が南シナ海や海洋資源を歴史的に排他的に管轄してきた証拠はなく、③中国の 9 段線内の海域における「歴史的権利」の主張は如何なる法的根拠もない、としている。

第 2 に、スプラトリー諸島の海洋自然地形の法的地位に関して、裁定は、スプラトリー諸島には「岩」はあっても、「島」はないとの判断を示した。

前述のように、南シナ海問題における最大の争点は、対象となる海洋自然地形に対する主権と、海洋境界の画定にとって不可欠の当該海洋自然地形の法的性格を巡って展開される。裁定は国連海洋法条約第 121 条の「島の制度」に関する条文を厳格に解釈して、領海、EEZ 及び大陸棚を有する「島」の要件を詳細に検討している。その結果、これまで「島」とされ、いずれも滑走路を備えた、スプラトリー諸島最大の海洋自然地形で台湾占拠のイツアバ島（Itu Aba Island、台湾名：太平島）、それに次ぐ大きさの海洋自然地形でフィリピン占拠のテ

⁶ フィリピン政府は 2012 年 9 月の政令で、この名称を正式採用。現在、Google Earth でも West Philippine Sea の名称を使用しており、フィリピン政府は歓迎している。[Statement of the National Maritime Council on the Use of the “West Philippine Sea” Label in Google Maps, The National Maritime Council, April 18, 2025](#)

⁷ [Position Paper of the Government of the People’s Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, THE STATE COUNCIL, THE PEOPLE’S REPUBLIC OF CHINA, December 7, 2014](#)

⁸ 拙稿「南シナ海仲裁裁判所の裁定：その注目点と今後の課題」、[海洋安全保障情報季報第 14 号](#)、2016 年参照。裁定原本については [Cases | PCA-CPA](#) を参照。

イトゥ島（Thitu Island、比名：Pagasa）、ベトナム占拠のスプラトリー島（Spratly Island、越名：Đảo Trường Sa）などは「岩」と裁定された。これらの海洋自然地形はいずれも真水が出、人間も居住しているが、裁定は、政府要員の駐留を「人間の居住または独自の経済的生活」を維持する要件を満たすものではない、としている。裁定に従えば、これらの「島」はいずれも「岩」として 12 カイリの領海を有するが、EEZ と大陸棚を有しない。

（３）仲裁裁定に対する中国の態度

中国は仲裁過程への参加を拒否し、また仲裁裁判所の管轄権を認めていないが、仲裁裁判所の裁定は最終的なもので、国連海洋法条約加盟国としての中比両当事国に対して法的拘束力を持つことになっている。

この裁定は、ほぼ全ての提訴項目でフィリピンの主張を認めたもので、南シナ海を「核心的利益」とし、9 段線に囲まれた海域に対する「議論の余地のない主権」を主張して、次項に見る、南シナ海における人工島の造成や中国の強引な力による現状変更の試みは、国連海洋法条約からも断罪される結果となった。しかしながら、南シナ海仲裁裁判所は、海洋自然地形に対する主権問題や海洋境界画定に関しては管轄権を有しない。従って、この裁定は、フィリピンと中国の南シナ海における領有権紛争の直接的な解決をもたらすものではないし、中国に裁定の遵守を強要するメカニズムもない。

実際、中国は今日に至るまで、この裁定を完全に無視し、強引な力による現状変更を押し進め、9 段線に囲まれた海域を内海化し、「議論の余地のない主権」海域を目指す姿勢を変えていない⁹。中国南海研究院の呉士存創始院長は、その過程で必要なら「剣を抜く」勇氣を持つべきであるとして、以下のように述べている。

南シナ海情勢の新たな特徴、課題及び任務に直面して、中国は、地域の安全と安定を維持するための知恵と忍耐力を持つだけでなく、新たなアプローチで、そして必要なら剣を抜く勇氣を持って、自国の權益を擁護し、あらゆる挑発行為に対処する能力を持つべきである。今世紀以降の南シナ海情勢の進展は、地域の長期的な平和と安定は中国の一方的な自制と寛容だけでは達成できないという重要な教訓を我々に教えてくれた。¹⁰（下線、引用者）

一方で、中国新華社通信傘下のシンクタンク、新華社研究所は 2025 年 6 月、南シナ海を平和、友好そして協力の海にするという中国のコミットメントを強調した報告書を、中国語

⁹ 裁定に対する中国専門家の最近の見解については、例えば以下を参照。

[“Chinese Experts on the Situation of the South China Sea,” South China Sea Probing Initiative \(SCSPI\), November 5, 2024](#)

¹⁰ [Wu Shicun, “China should have the courage to unsheath the sword when necessary in South China Sea,” Global Times, February 6, 2024](#)

と英語の両方で発表した¹¹。この報告書は、その表題（『南シナ海を平和、友情、協力の海に：中国の行動』）に謳う如く、中国は常に南シナ海を平和、友好そして協力の海にするための原則、即ち、対等な協議、ルールに基づく共同管理、互惠協力そして建設的な役割を堅持してきた、と主張している。また、中国が主導して 2025 年 5 月 30 日に、中国を含む 33 カ国が署名した協定、Convention on the Establishment of the International Organization for Mediation（「国際調停機関の設立に関する協定」）に基づいて設立された、「国際調停機関（IOMed: The International Organization for Mediation）」の調停メカニズムを通じて、中国とフィリピンの間の南シナ海紛争を解決すべとする意見もある¹²。

しかしながら、第 3 項に見るように、南シナ海における中国の、特にフィリピンに対する威圧的行動は、新華社研究所の報告書が紡ぐ、平和と協力のナラティブや、IOMed 調停メカニズムを通じた紛争解決提案とは、明らかに大きく矛盾している。

（４）スプラトリー諸島に対する強引な侵出と人工島の造成

スプラトリー諸島に対して、中国は、1988 年 3 月のベトナム海軍との「南沙海戦」で、スプラトリー諸島の 6 つの海洋自然地形、即ち、カルテロン礁（Cuarteron Reef、中国名：華陽礁）、フェアリークロス礁（Fiery Cross Reef、中国名：永暑島）、ガベン礁（Gaven Reef、中国名：南薰礁）、ジョンソン南礁（Johnson South Reef、中国名：赤瓜礁）、スービ礁（Subi Reef、中国名：渚碧礁）及びヒューズ礁（Hughes Reef、中国名：東門礁）に対する実効支配を確立した。ミスチーフ礁（Mischief Reef、中国名：美濟礁）については、中国は、米国が 1992 年に南シナ海に面したフィリピンのクラーク基地とスービック基地から撤退した後の 1995 年に占拠した。南シナ海に面した両基地からの米軍の撤退は、ミスチーフ礁に対する中国のこうした行動における心理的負担を軽減させたと推測される。ミスチーフ礁の奪取以降、管見の限り、中国がスプラトリー諸島の海洋自然地形を新たに占拠したという情報はないが、次項に見るように、フィリピンの EEZ 内に所在する海洋自然地形に対する執拗な威圧的妨害行動を繰り返している。

中国は、スプラトリー諸島で占拠する 7 カ所の海洋自然地形——ジョンソン南礁、カルテロン礁、フェアリークロス礁、ガベン礁、ヒューズ礁、スービ礁及びミスチーフ礁——において、2013 年頃から迅速かつ大規模な埋め立てを行い、これらを人工島に作り替えた。仲裁裁判所の裁定に従えば、スービ礁とミスチーフ礁の原初形状は「低潮高地」で、如何なる海洋権限も有さず、領有の対象にもならない。他の 5 カ所の原初形状は「岩」で、12 カイリの領海のみを有する。また、マクセルフィールド諸島で中国が実効支配するスカボロ礁

¹¹ [Making the South China Sea a Sea of Peace, Friendship and Cooperation: China's Actions, Xinhua Institute, June 8, 2025](#)

¹² [Bao Yanan, "Should the Implementing the International Organization for Mediation \(IOMed\) Mechanism be Settle Certain South China Sea Disputes Between China and the Philippines? An Innovative Approach", South China Sea Probing Initiative, June 11, 2025](#)

(Scarborough shoal、中国名：黄岩島) も「岩」とされ、12 カイリの領海のみを有する。

海洋自然地形における埋め立て工事や人工島の造成は、国連海洋法条約に照らして違法ではないし、またベトナムやフィリピンも自国占拠の海洋自然地形の補強や補修などのために必要な埋め立て工事を実施している¹³。しかしながら、南シナ海の戦略的景観を一変させる程の規模とスピードで実施された中国による埋め立て工事と、それによる人工島の造成は、現在の形状からは当該海洋自然地形の原初形状を判断できないし、原初形状に戻すことも最早不可能な明確な現状の変更である。

これら人工島の内、ミスチーフ礁、スービ礁及びファイアリークロス礁の3カ所は3,000メートル級の滑走路と格納庫など多くの建屋を有し、中国が保有する全ての軍用機が離着陸可能とされ、また他の人工島もアンテナ、レドーム型監視タワーや建屋などが構築されているが、現在までのところ、管見の限り、人工島における戦力配備や軍事活動状況を確認できていない¹⁴。

中国が造成した人工島の滑走路や各種の施設が、その軍事的利用価値とは別に、平時における南シナ海の厳しい海洋環境や台風などの自然災害に対してどの程度の抗堪性があるかは不明だが、いずれにしても、「半閉鎖海」でグローバルな海上交通路の要衝である南シナ海の東部中央海域のスプラトリー諸島における、3本の3,000メートル級滑走路を備えた中国の前進軍事拠点の出現は、海軍、海警局及び海上民兵の艦船による南シナ海での持続的プレゼンスに加えて、南シナ海の海域支配能力を強化するとともに、地域全体の安全保障上重大な影響を及ぼすことは間違いない。

3. フィリピンに対する中国の威圧的行動の常態化

南シナ海における中国の威圧的行動に見る最近の象徴的な事案は、フィリピンの海洋活動に対する嫌がらせである。フィリピンでは、2022年6月にマルコスが大統領に就任した。マルコス大統領は同年7月の議会での施政方針演説で、「如何なる外国勢力に対しても、共和国領土の1平方インチたりといえども放棄するような如何なるプロセスも指揮しない」と述べ、南シナ海の領有権紛争に対して強い決意で臨む姿勢を示した¹⁵。以後、マルコス大統領は、後述するように、対米同盟の再活性化を始めとする、領有権紛争に対処するための幾つかの対応措置に着手していく。同時、それらの諸措置に比例するかのよう、下表に示す通り、中国のフィリピンに対する威圧的行動が2023年頃から次第に増加していく。

中国の威圧的行動は、南シナ海の約90%をカバーするとされる9段線内の海域の全面的支配を目指して、特にフィリピンEEZ内の海洋自然地形を標的としている。その威圧的行

¹³ ベトナムの埋め立て状況については、以下を参照。[Scaling Up: Vietnam's Islands \(and Harbors\) Continue to Grow, Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, March 21, 2025](#)

¹⁴ これらの人工島の衛星画像については、例えば以下を参照。[“China's Man-Made South China Sea Islands Like You've Never Seen Them Before,” TWZ, October 27, 2022](#)

¹⁵ [2022 State of the Nation Address | President Bongbong Marcos](#)

動の特徴は、海軍艦艇、中国海警局船舶そして海上民兵船舶による、自国の EEZ 内で哨戒するフィリピンの海軍艦艇と沿岸警備隊巡視船や、合法的に活動する補給船や漁船などの民間船舶や航空機に対する脅迫、嫌がらせ、威嚇といった、ハラスメント行為と、海上民兵船舶を中心とする多数の船舶を群集させて、フィリピン占拠の海洋自然地形を取り囲み、滞留させ、当該海洋自然地形を事実上封鎖するといった行為である。

下表は 2021 年から 2024 年までの中国のフィリピンに対する威圧的行動件数（概数）を四半期毎に示したものである。

表：中国の南シナ海でのフィリピンに対する威圧的行動（2021 年～2024 年）

年	件数	四半期毎の件数と重要度による内訳			
		Q1	Q2	Q3	Q4
2021	10	1（小）	5（小）	1（中）	3（小 2、大 1）
2022	6	2（小）	3（小）		1（中）
2023	17	2（中 1、大 1）	2（中）	4（小 1、中 2、大 1）	9（中 5、大 4）
2024	39	8（小 2、中 4、大 2）	12（小 4、中 3、大 5）	9（小 3、中 2、大 4）	10（小 4、中 1、大 5）

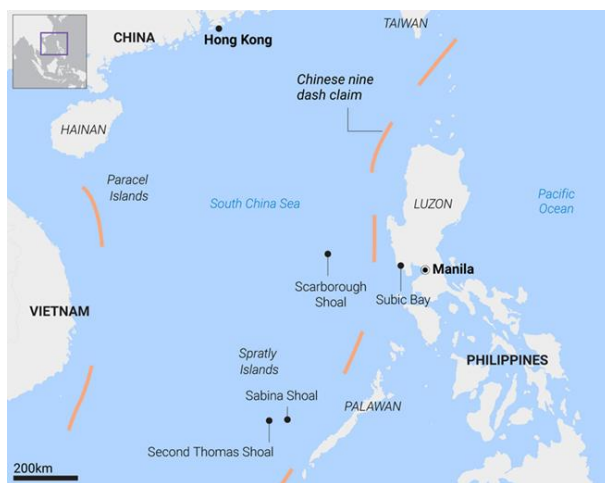
出典：Defending Without Provoking: The United States and the Philippines in the South China Sea, February 2025, QUINCY BRIEF NO.70, Appendix 1: List of all incidents between the Philippines and China in the South China Sea since 2021 より作成。事案の重要度による類別は以下の通り。
小(minor)：尾行(shadowing)、危険な行動、警告、抗議。中(moderate)：船舶の群集(swarming)、ニアミス。大(major)：衝突(体当たり)、レーザー照射、放水砲使用。

上記リストによれば、中国の威圧的行動の重点は 3 カ所——セカンド・トーマス礁(Second Thomas shoal、比名：Ayungin Shoal、中国名：仁愛礁)、スカボロ礁（比名：Panatag Shoal）、サビナ礁（Sabina Shoal、比名：Escoda Shoal、中国名：仙濱礁）——で、最も多かった場所はセカンド・トーマス礁であった（図 2 参照）。

また、米シンクタンクの資料によれば、これら 3 カ所に対する 2024 年の中国海警船の哨戒日数は、セカンド・トーマス礁では 263 日、スカボロ礁では 313 日、そしてサビナ礁では 128 日であった¹⁶。フィリピンは自国の EEZ 内にあるこれら海洋自然地形に対して主権的権利を有するが、他方、中国のこれら海洋自然地形に対する領有権主張には如何なる法的根拠もない。

¹⁶ [“China Coast Guard Patrols in 2024: An Exercise in Futility?,” Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, February 6, 2025](#)

図 2：関係位置図（その 1）



Source: [South China Morning Post.com, February 12, 2025](https://www.scmp.com/news/south-china-sea/article/3248442/south-china-sea-map)

（1）セカンド・トーマス礁

セカンド・トーマス礁では、2021 年 Q4 に 3 回（1 回は放水砲使用）、2022 年 Q2 に 1 回、2023 年 Q1 に 1 回（レーザー照射）、Q2 に 1 回、Q3 に 2 回（1 回は放水砲使用）、Q4 に 5 回（1 回は衝突、1 回は放水砲使用、1 回は衝突と放水砲使用）、2024 年 Q1 に 2 回（1 回は衝突と放水砲使用、1 回は放水砲使用）、Q2 に 2 回（衝突）、Q3 に 2 回であった。

セカンド・トーマス礁は、フィリピンのパラワン島西方約 194 キロのスプラトリー諸島にある南北 17 キロ、東西 5 キロ強の縦長の環礁で、中国が人工島に造成し、3,000 メートルの滑走路を有するミスチーフ礁（比名：Panganiban Reef）に形状が似ており、しかもそこから約 40 キロの位置にある。この形状と近接性が中国の執拗な嫌がらせの一因になっていると思われる。2016 年 7 月の南シナ海仲裁裁判所の裁定¹⁷によれば、同礁は、フィリピンの EEZ 内に位置する海洋自然地形で、国連海洋法条約の規定では、低潮時には海面上にあるが、満潮時には海面下に沈む「低潮高地」で、領海などの如何なる海洋権限も発生しないし、領有の対象にもならない¹⁸。

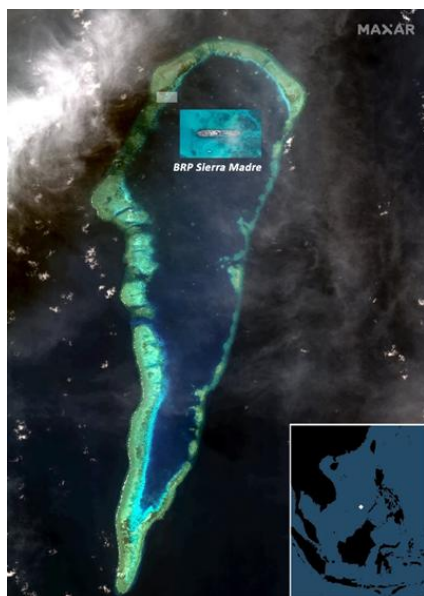
フィリピンは、同礁の実効支配を誇示するために、1999 年以来、海軍戦闘艦（大戦当時の米海軍戦車揚陸艦）、BRP *Sierra Madre* を座礁させ、同艦に少数の海兵隊員を常駐させてきた。このプレゼンスを維持するためには、真水や日用品などの持続的な補給が不可欠である。中国の威圧的行動はこの補給活動に対する妨害行為で、2014 年 3 月頃から散発的に続いてきたが、特に 2023 年以降、目立って増えてきた。2023 年 2 月にはフィリピン沿岸警備隊船に中国海警船が軍用レベルのレーザーを照射する事案があった。2024 年になって、中

¹⁷ 前掲、[海洋安全保障情報季報第 14 号](#)、裁定原本は [Cases | PCA-CPA](#) を参照。

¹⁸ セカンド・トーマス礁の法的性格についての裁定に対する中国側の批判については、以下を参照。
[Zheng Zhihua, "Legal Characterization of the Second Thomas Shoal in the South China Sea Arbitral Award: A Critical Analysis," South China Sea Probing Initiative, January 26, 2024](#)

国の妨害行為は更にエスカレートし、3月と6月の事案では、放水砲の使用や衝突（体当たり）によってフィリピン側に負傷者が出た。フィリピンは中国の妨害行為を「危険な行動」と非難し、マルコス大統領は南シナ海での作戦中にフィリピン人が死亡した場合、「レッドライン」を越えるであろうと述べ、更に米国も、1951年の米比相互防衛条約第4条が南シナ海のあらゆる場所におけるフィリピン軍、政府は公船または航空機（沿岸警備隊を含む）に対する武力攻撃にまで及ぶことを再確認した¹⁹。

図3：セカンド・トーマス礁と BRP *Sierra Madre*



Source: [USNI News, March 29, 2024](#)

中比両国は2024年7月21日、補給活動について「暫定合意」に達したが、中国側は事前通知や現場での検証、更には補給に BRP *Sierra Madre* の補修資材を含めないことなどを求めている²⁰。

セカンド・トーマス礁の今後の注目点は、老朽化が進む、BRP *Sierra Madre* の取り扱いであろう。補修資材の補給を認めない中国側としては、当然ながら同艦の老朽化が進行して、最終的に解撤され、それに伴って海兵要員も退去することを望んでいよう。同礁がフィリピンの EEZ 内にあることから、沿岸国の権利を行使して、同艦を、例えば、中国の人工島造成に倣って、宿泊施設を備えた石油プラットフォームや石油掘削リグの再利用など、既製の

¹⁹ [“Philippine Sailor Severely Injured, Vessels Damaged as Chinese Block South China Sea Mission”, USNI News, June 17, 2024](#)

²⁰ [“Deal or no deal? China and Philippines at odds over Second Thomas Shoal resupply agreement,” South China Morning Post.com, July 23, 2024](#)

構造物に迅速に置き換え、最終的に堅固な前進拠点にすべし、との意見もある²¹。しかしながら、こうした選択肢は中国の反発を招くことは必至であり、長期的な前進拠点の構築と引換えに、フィリピンが敢えて短期的なエスカレーションの危険を冒すかどうか。同礁がミスチーフ礁に近接しているだけに、BRP *Sierra Madre* に対するフィリピンの今後の方針が注目されるところである。

（２）スカボロ礁

次に多かった場所はスカボロ礁で、2022 年 Q1 で 1 回、2023 年 Q3 で 1 回、Q4 で 2 回（1 回は放水砲使用）、2024 年 Q1 で 3 回、Q2 で 4 回（2 回は放水砲使用）、Q3 で 2 回、Q4 で 2 回（1 回は放水砲使用）であった。

スカボロ礁はマクセルフィールド諸島の中で海面上に露出している唯一の環礁で、ルソン島の西方約 230 キロにあって、北方のバシー海峡を窺う戦略的に重要な位置にある。環礁は周囲約 55 キロ、ラグーンの面積は約 130 平方キロで、ラグーン内の水深は 10～20 メートルで、南東端には海に通じる幅約 400 メートルの水路があるが、通行可能幅が狭いため、100 トン未満の船舶しかアクセスできない。ラグーンは豊富な漁場で、フィリピン漁民の漁場であり、荒天時の避難所でもあった。しかしながら、2012 年 4 月に中国漁民の操業を巡って中比両国の海警船、沿岸警備船が 2 カ月近くに亘って対峙する事案があったが、双方の公船が撤収した後、中国が同礁を占拠し、今日に至るまで実効支配している²²。

2016 年 7 月の南シナ海仲裁裁判所の裁定によれば、同礁は「岩」で、12 カイリの領海のみを有する。また、裁定では、中国によるスカボロ礁周辺でのフィリピン漁民の漁業活動の妨害も指摘された。漁業活動の妨害はその後も続いており、フィリピン沿岸警備隊と漁業水産資源局は 2023 年 9 月、中国がフィリピン漁民の漁業活動の妨害するため、スカボロ礁のラグーンの水路周辺に「フローティング・バリア」を設置したと非難した²³。

このバリアはマルコス大統領の命令で数日後に一部（アンカー）が切断されたが、その後、中国は 2024 年 2 月にバリアを再設置し、海警船が監視しているという²⁴。中国メディアによれば、中国は 2024 年 12 月以降、スカボロ礁の領海とその周辺海域とその上空での哨戒活動を継続的に強化し、違法侵入船舶を監視し、追い払い、関連海域の管理を一層強化し、国家の領土主権と海洋権益を断固として保護している²⁵。

²¹ [Blake Herzinger, "IT'S TIME TO BUILD COMBINED FORWARD OPERATING BASE SIERRA MADRE," War on the Rocks.com, September 11, 2023](#)

²² この間の経緯に関する中国側の見解については、以下を参照。

[Fu Ying, "Huangyan Dao: What Actually Happened in 2012," The South China Sea Probing Initiative, September 25, 2023](#)

²³ ["South China Sea: Philippines slams Beijing's fishermen-blocking 'floating barrier' in Scarborough Shoal," South China Morning Post.com, September 24, 2023](#)

²⁴ ["China re-installs floating barriers in Scarborough Shoal," The Manila Times, February 18, 2024](#)

²⁵ ["Chinese military conducts combat readiness patrols over Huangyan Dao, 'a message to provocation-seeking countries'," Global Times, December 29, 2024](#)

図 4：中国が設置した「フローティング・バリア」



Source: [The Manila Times, February 18, 2024](#)

実際、セカンド・トーマス礁が「暫定合意」によって小康状態が続いているのと対照的に、スカボロ礁周辺海域が中比間のフラッシュポイントとして再浮上している。

米シンクタンクのデータ²⁶によれば、スカボロ礁周辺海域での中国海警船の航行日数（ship-days）が 2024 年 8 月から 12 月までの月間平均日数は 48 日だが、2025 年 1 月から 5 月までの月間平均日数は 94.6 日で、約 2 倍になっている。2025 年 1 月のそれは 120 日であった。一方、この間のフィリピン沿岸警備船と漁業水産資源局漁業監視船の 2024 年 8 月から 12 月までの月間平均日数は 20.5 日、2025 年 1 月から 5 月までの月間平均日数は 30.2 日で、中国側の半分以下であった。この結果、中比警備船同士の遭遇事案（interactions）も増えており、2024 年 8 月：5 件、9 月：14 件、10 月：16 件、11 月：0 件、12 月：4 件、2025 年 1 月：29 件、2 月：6 件、3 月：15 件、4 月：28 件、5 月：4 件となっている。また、空中での遭遇事案も 4 件（2024 年 8 月、12 月、2025 年 2 月、3 月）あった。

2025 年 4 月と 5 月には、中国海警船がフィリピン沿岸警備船の進路を妨害する、危険なニアミス事案があった。5 月の事案は米比軍事演習中の出来事で、フィリピン・メディアによれば、フィリピン海軍艦艇が漁業水産資源局と沿岸警備船を支援して哨戒活動中、中国海軍艦艇が接近し、海上衝突防止のための国際規則に違反し、「航行の安全に対する直接的な脅威」をもたらした²⁷。

スカボロ礁については、中国は 2024 年 11 月に、国連海洋法条約に準拠して、スカボロ礁に 16 カ所の基点を結ぶ直線基線を引き²⁸、同年 12 月には「黄岩島に隣接する領海の基線に関する声明」と「海図」を国連に寄託した²⁹。

²⁶“[Holding the Line: China’s Expanding Patrols around Scarborough Shoal](#),” Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, June 16, 2025

²⁷“[PH slams Chinese warship maneuvers](#),” The Manila Times, May 9, 2025

²⁸“[Drawing lines in the South China Sea: what Beijing’s new claims over a disputed coral reef mean](#),” The Conversation, November 29, 2024

²⁹“[China submits statement on Baselines of Territorial Sea Adjacent to Huangyan Dao and Chart to UN](#),” Global

スカボロ礁を巡る今後の焦点は、海警船による監視強化の下で、中国が同礁の埋め立てに着手し、滑走路を建設し、軍事基地化するかどうかである。2025 年 7 月末現在、スカボロ礁の埋め立ての兆候は見られないが、もし今後、同礁が滑走路を持つ人工島に作り替えられれば、中国の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）が海南島三亜の海軍基地から太平洋へ進出する重要なルートと見られるバシー海峡を扼する位置に前進軍事拠点を持つことになる³⁰。更に、同礁と、パラセル諸島の有人島で「南海諸島」全体を管轄する三沙市政庁が置かれた、ウッディー島（Woody Island、中国名：永興島）に加えて、スプラトリー諸島の中央部で 3,000 メートル級の滑走路を持つ 3 カ所の人工島（ファイアリークロス礁、スービ礁、ミスチーフ礁）からなる、中国の南シナ海支配上、極めて重要な意味を持つ基地ネットワークが完成することになる。

（3）サビナ礁

上記 2 カ所に加えて、2024 年に大（major）事案があった場所はサビナ礁で、Q2 で 1 回、Q3 で 3 回（他に中事案が 1 回）、Q4 で 1 回（他に小事案が 1 回、中事案が 1 回）であった。

サビナ礁は領有対象とはならない「低潮高地」で、パラワン島から 140 キロに位置し、フィリピンの EEZ 内にある。その西方 65 キロにセカンド・トーマス礁があり、同礁への補給活動を継続していく上での中継場所として重要な位置にある（図 6 参照）。更に、パラワン島から約 157 キロに位置し、相当の石油、天然ガスの埋蔵資源があると見積もられ、中比共同開発も検討されたことがある（現在は棚上げ状態にある）、リード・バンク（Reed Bank、比名：Recto Bank、中国名：礼楽礁）に近いことから、フィリピンのエネルギー安全保障の面からも重要である。

この環礁が中比間の対峙場所となったのは、フィリピンが 2024 年 4 月に日本が供与した最新の沿岸警備船を周辺海域に配備し、同環礁での中国の埋め立てと見られる活動を監視し始めて以来である。フィリピンは、サビナ礁で粉碎されたサンゴの山が発見されたことから、中国がパラワン島に最も近い場所に恒久的な前哨基地を造成することを懸念している。フィリピン大統領府の発表によれば、中国はサビナ礁に海軍艦艇と 4 隻の海警船とともに、34 隻の海上民兵船を群集させ、サンゴ礁を破壊して「人工島」を造成しており、フィリピンは沿岸警備船のローテーション展開によって 24 時間態勢で監視している³¹。

フィリピン沿岸警備隊によれば、こうした監視体制下で、8 月 31 日、中国海警船が錨泊中のフィリピン沿岸警備隊船の左舷船首に衝突（体当たり）し、日本供与の警備船が一部損

[Times, December 3, 2024](#)

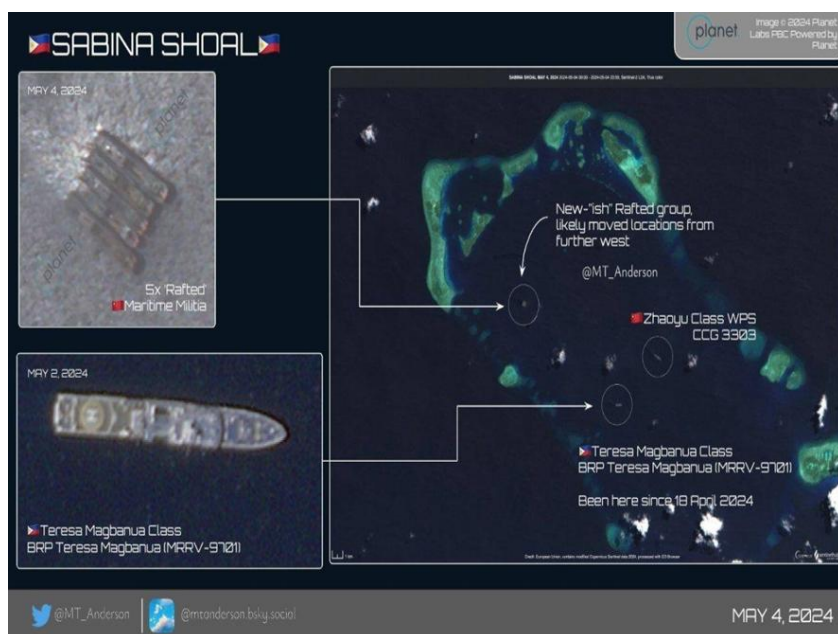
³⁰ 米戦略軍司令官は 2025 年 3 月の議会公聴会で、中国が既に 6 隻の晋（JIN）級 SSBN による初めての信頼できる海洋核抑止力を配備していることを認めた。

[STATEMENT OF GENERAL ANTHONY J. COTTON COMMANDER, UNITED STATES STRATEGIC COMMAND, BEFORE THE SUBCOMMITTEE ON STRATEGIC FORCES, SENATE ARMED SERVICES COMMITTEE, MARCH 26, 2025](#)

³¹ [“PCG deploys BRP Teresa Magbanua to monitor China’s illegal building of an artificial island on Escoda Shoal”, News Release, Office of the President of the Philippines, May 12, 2024](#)

傷する事案があった³²。同船はその後、撤収し、交代船が派遣されたが、今後、フィリピン警備態勢の空隙を突いて、前出 2012 年 4 月のスカボロ礁における事例——フィリピン警備船の撤収後、中国による占拠、今日に至る実効支配——に似た経緯を辿るかどうか注目される。また、粉碎されたサンゴの山が本格的な埋め立て活動の前兆かどうかは不明だが、これまでの中国の人工島造成能力から見れば、今後の動向が注目される。

図 5：サビナ礁に群集する中国海警船（左上）と比沿岸警備隊船（左下）



Source: [The Manila Times, May 12, 2024](#) 比警備船、BRP *Teresa Magbanua* は 2024 年 4 月 18 日から展開（同船は日本供与の新型船）

中国が 3,000 メートル滑走路を有する人工島、ミスチーフ環礁に近いサビナ礁を人工島に造成すれば、セカンド・トーマス礁とリード・バンクは包囲され、封鎖されることになろう³³。また、もしフィリピンがリード・バンクで石油・ガスプロジェクトに着手するとすれば、単独では技術的にも、また資本面でも不可能なため、中国以外の、例えば米国企業を含む多国籍企業などと手を組めば、リード・バンク周辺海域は新たなフラッシュポイントになりかねない。

（４）サンディ・ケイ・リーフ

サンディ・ケイ・リーフ（Sandy Cay Reef、比名：Pagasa Cay 1、Cay 2、Cay 3、中国名：

³² [“Chinese ships ram PCG lead vessel,” The Manila Times, September 1, 2024](#)

³³ [“South China Sea: is Beijing embarking on ‘grand strategy’ to stop Philippine ships in oil-rich area near Sabina Shoal?,” South China Morning Post.com, May 13, 2024](#)

鉄線礁)は、スプラトリー諸島の海洋自然地形で比占坵のティトゥ島の北西約 2.7 キロ、中国の人工島で 3,000 メートル級の滑走路を持つスービ礁の北東 16.7 キロに位置する砂州である(図 6 参照)。

図 6：関係位置図（その 2）



Source: [WIKIMEDEIA COMMONS](#) 関係位置部分囲みは引用者

サンディ・ケイ (Cay 2) を巡っては、フィリピンの科学調査団が 2025 年 1 月、中国海警船とヘリのダウンウォッシュによって上陸を阻止される事案があった (Cay 2 の科学調査は 2024 年 3 月にも行われたことがあったが、この時は中国側による上陸阻止はなかった)。中国は、フィリピンが米国との 2 国間演習 (バリカタン演習) 中の 4 月に、中国海警船が Cay 2 に「主権と管轄権を行使」し、「フィリピン側の違法行為に関するビデオ証拠を収集」するために上陸し (日は特定していない)、ゴミを収集し、砂州上で中国国旗を掲げる 4 人の海警局隊員の画像を公開した³⁴。

³⁴ [“Chinese coastguard claims ‘sovereign jurisdiction’ of Sandy Cay in South China Sea,” South China Morning Post.com, April 25, 2025](#)

これに対して、フィリピンは、サンディ・ケイに対する管轄権を主張するために、4月27日、Cay 1、Cay 2、Cay 3 に上陸作戦を実施した。西フィリピン海国家任務部隊（NTF-WPS: The National Task Force West Philippine Sea）の同日付声明は、①4月27日、Pag-asa Cay 1、Cay 2、Cay 3 とその周辺海域における、海軍、沿岸警備隊及び国家警察海事グループによる省庁間海事作戦が実施され、混成チームが Cay 1、Cay 2、Cay 3 に上陸した、②作戦中、Cay 2 周辺に中国海警船、Cay 2 と Cay 3 周辺に 7 隻の海上民兵船が視認された、③この作戦は、西フィリピン海におけるフィリピンの主権、主権的権利及び管轄権を維持するための政府の揺るぎない献身とコミットメントを反映するとともに、この定期的な省庁間作戦はフィリピンの海洋領域を保護し、国際法を遵守し、地域の平和と安定を確保するというフィリピンのコミットメントを強化するものである、と述べている³⁵。そして、フィリピン国家海事評議会（NMC: The National Maritime Council）は5月4日の声明で、サンディイ・ケイにおける中国の行動を、効果的に管理しているように見せかける、「中国政府の偽情報活動の明確な例」と指摘し、フィリピンはその広大な海洋領域の保護に断固として取り組み、「自国の合法的な主権、主権的権利及び管轄権の行使を損なう虚偽の主張と断固として戦う」と強調した³⁶。

サンディイ・ケイは、西フィリピン海におけるフィリピンの戦略拠点、ティトゥ島に近く、中国が占拠し人工島化すれば、ティトゥ島にとって脅威となるが、3,000メートル滑走路を有する人工島、スービ礁からティトゥ島は十分な攻撃覆域内にあり、中国にとって占拠のメリットは大きくないと見られる。恐らく、サンディイ・ケイとその周辺海域でのフィリピンに対する嫌がらせ行為は続くと思われるが、執拗な嫌がらせはスプラトリー諸島におけるフィリピンの前進拠点で、1,000メートル余の滑走路を有するティトゥ島の軍事化を促進させる口実を与えることにもなる。

以上に見てきたように、特に 2023 年以降、フィリピン EEZ 内の幾つかの海洋自然地形を巡って中比双方の政府公船が対峙する、一種の「チキンゲーム」が常態化している。これまでの重大事案では、フィリピン側に負傷者や船舶の損傷が出ているが、放水砲の発射や衝突（体当たり）を躊躇わない中国の威圧的行為も、フィリピン側の現場での対応も、いずれも武力行使の閾値を下回っている。しかしながら、この間、中国は、南シナ海の 9 段線内の海域の全面的支配を目指して、硬軟取り混ぜた戦術を駆使してきた。南シナ海の海洋やその上空での威圧的行為とそれへの対応は、作用、反作用のスパイラルにエスカレートしかねず、その上、米国を巻き込む米中紛争に発展しかねない危険性を常に内包している。

³⁵ [“Philippine Forces Land on Contested South China Sea Feature,” USNI News, April 27, 2025](#)

³⁶ [“PH slams China over Sandy Cay,” The Manila Times, May 4, 2025](#)

NMC は、西フィリピン海における中国の攻撃的な戦術と脅威の中で、フィリピンの海上安全保障を強化し、海洋状況認識を高めるために、2024 年 3 月 25 日にマルコス大統領によって創設された。
[EXECUTIVE ORDER NO. 57, THE PRESIDENT OF THE PHILIPPINES, March 25, 2024](#)

次に、こうした危険性を内包した環境下で、フィリピンのマルコス政権は、小国として、力による現状変更を推し進める大国、中国に立ち向かうに当たって、現場での対応以外に、如何なる手立てを講じているのかを見ていきたい。

4. 米比同盟関係の活性化と国家防衛戦略——フィリピンの対応（その1）

（1）米中競争の狭間におけるフィリピンの立ち位置

前項で見たように、フィリピンは中国の妨害行為に対して現場で果敢に対応しているが、同時にマルコス大統領は、ロドリゴ・ドゥテルテ前政権の外交、安全保障政策を方向転換し、2023 年から中国の妨害行為を映像証拠によって世界に発信するキャンペーンや、軍の近代化や海事法制の制定とともに、米国との同盟関係の活性化、日本やオーストラリアなどとの安全保障ネットワークの構築に本腰を入れ始めた。

フィリピンは、1951 年に米国と相互防衛条約を締結した、アジアで最も古い米国の条約同盟国である。米国は、1992 年に南シナ海に面したフィリピンのクラーク基地とスービック基地から撤退していた。米国との同盟関係の活性化によって、フィリピンは再び米軍の国内基地へのアクセスを認めることになった。一方、中国とは、1975 年に中国と外交関係を樹立し、「1つの中国」政策を採用している。当時のフィリピンにとって最大の関心事は、南シナ海における中国との領有権紛争ではなく、フィリピン国内の暴力的な共産主義者の反乱に対する中国の支援であった。

米国との同盟関係の活性化と同時に、マルコス政権は、隣国であり、領有権紛争の相手だが、最大の貿易相手国でもある中国との良好な関係維持にも腐心している。マルコス大統領は2023 年1 月、中国を公式に訪問し、習近平国家主席と会談した。この会談で両国は、幅広い分野での農業、インフラ、開発協力及び海上安全保障などを含む14 の2 国間協定に署名するとともに、中国は総額約230 億ドルの投資を約束した。南シナ海問題については、マルコス大統領は帰国後、「習主席と私は、西フィリピン海問題についても深く率直な議論を交わした。我々は、西フィリピン海での相違点を双方が管理し、他の実りある関与と多面的な協力を妨げないように、2 国間関係が成熟していることに留意した」と語った³⁷。しかしながら、既に見てきたように、この頃から中国によるフィリピン EEZ 内での威圧的行動が次第に常態化していく。

フィリピンは、近年激しさを増す、この地域における米中両超大国間の競争の最前線に位置している。マルコス大統領は、「我々は大国間競争においていずれかの選択を強いるルールに従うことを拒否する」との方針³⁸ から、米国との同盟関係の活性化や日本、オーストラリアなどとの安全保障ネットワークの構築を通じて南シナ海領有権紛争に対応する足場を

³⁷ [PBBM gets \\$22.8-B worth of investment pledges from China; cites frank talks with President Xi on WPS – Presidential Communications Office](#)

³⁸ [PBBM to Western Command: Continue defending PH with integrity, respect – Presidential Communications Office](#)

固める一方で、同時に中国との経済協力関係を維持していくという、一種のバランス外交を進めている。しかしながら、例えば、台湾有事が生じた場合（後述）、フィリピンの地理的位置と国内に米軍のアクセスサイトを認めていることから、マルコス大統領は厳しい選択を迫られることになるだろう。

（２）米比同盟関係の活性化

a. 米軍によるアクセス可能サイトの拡大

フィリピンの対応で最も重要なのが米比同盟関係の活性化であり、中国の威圧的な妨害行為に対処する上で、力の裏付けとなるものである。米比同盟関係は 1951 年の米比相互防衛条約を基盤とするが、ドゥテルテ前政権下では事実上、機能不全状態にあった。米比同盟関係の活性化は、2023 年 2 月にフィリピンを訪問したロイド・オースティン米国防長官（当時）がカリート・ガルベス比国防長官（当時）との会談で、フィリピン国内で米軍がアクセスできる拠点の拡大に合意したことで、具体化し始めた。

米比両国は 2014 年に防衛協力強化協定（EDCA: The Enhanced Defence Cooperation Agreement）を締結した。EDCA は、長期的にはフィリピン軍の近代化を促進し、短期的には米軍が同盟コミットメントを遂行するために必要な比国内基地 5 カ所——4 カ所の空軍基地（ルソン島、パラワン島、ミンダナオ島及びセブ島に各 1 カ所）、及びルソン島南部の国内最大の陸軍基地——に対するアクセスを可能にすることを目的とするものであった。ルソン島のバサ空軍基地は、ルソン島沖のスカボロ礁周辺海域の空中哨戒と、そこでの危機生起の場合における米比両軍の空中対処にとって重要である。また、パラワン島のアントニオ・バウティスタ空軍基地は、中国の妨害行為の重点目標となっているセカンド・トーマス礁や、その近くのリード・バンクでのエネルギー探査を守るために、同様の役割を果たし得る位置にある。2 月のオースティン米国防長官とガルベス比国防長官の会談では、新たに 4 カ所のサイトが追加され、9 カ所とすることが合意された（図 8 参照）³⁹。

EDCA によって、米軍は、合意された軍事基地に米比両軍用の施設を建設するとともに、それらの施設に装備を事前配備し、米軍部隊をローテーション展開させることができる。米国防総省は 2023 年 4 月、新たに追加された EDCA サイトの名前を公表した。それによれば、カガヤン州サタアナのカミロ・オシアス海軍基地、イサベラ州ガムのキャンプ・メルチョール・デラ・クルス、パラワン州のバラバック島、カガヤン州ラルロのラルロ空港の 4 カ所である。

米国防総省によれば、既存の 5 カ所のサイトに加え、これらの新たなサイトは、米軍とフィリピン軍の相互運用性を強化し、自然災害や人道的災害など、インド太平洋地域における様々な共通の課題に、よりシームレスに対応できるようになる。米国防総省は、フィリピン

³⁹ 9 カ所の EDCA サイトの画像と状況については、以下を参照

[“MORE THAN MEETS THE EYE: PHILIPPINE UPGRADES AT EDCA SITES,” Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, October 12, 2023](#)

国防省と足並みを揃えて、これらのサイトでの近代化プロジェクトを迅速に推進する。そのため、既存の EDCA サイトへのインフラ投資額、8,200 万ドルに加えて、2024 年 4 月には、9 カ所のサイト全てに 1 億 2,800 万ドルに投資を拡大する計画である⁴⁰。

図 7：EDCA による米軍のアクセス可能サイト



Source: Sarang Shidore, Defending Without Provoking: United States and the Philippines in the South China Sea, QUINCY BRIEF No.70, February 2025, p.22

更に、2024 年 7 月の米比両国の外交・国防担当長官による 2 + 2 会談で、フィリピン軍と沿岸警備隊の近代化を加速し、フィリピンの軍事施設における米軍のプレゼンスを強化するために、新たに 5 億ドルの対外軍事援助を提供することに合意するとともに、米国が日韓両国と締結している「軍事情報包括保護協定（GSOMIA: General Security of Military Information Agreement）」と同様の情報共有協定についても、最終合意に達した⁴¹。

新たに追加されたサイトでは、台湾に近接する北部カガヤン州に 2 カ所——カミロ・オシ

⁴⁰ [“U.S. Funding \\$32M Upgrade to Air Base in the Philippines,” USNI News, August 10, 2024](#)

⁴¹ [Richard Javad Heydarian, “Marcos Jr cashing in on US while cooling fire with China,” Asia Times.com, August 1, 2024](#)

アス海軍基地とラルロ空港——指定されたことが、後述する台湾有事との関係で注目される。これら北部の2カ所については、地元当局を始め、国内に反対論や懸念がないわけではない⁴²。

b. 米比防衛ガイドラインの改訂

米比同盟活性化で最も重要なのは、マルコス大統領の訪米(2023年4月30日～5月4日)の成果である、「米比防衛ガイドライン (The United States and the Republic of the Philippines Bilateral Defense Guideline)」の改訂である。オースティン米国防長官とガルベス比国防長官は2023年5月3日、米国防総省でマルコス大統領が見守る中、米比両国が共有する「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンに資する同盟協力を近代化するため、「2 国間防衛ガイドライン (The Bilateral Defense Guidelines)」(以下、改訂ガイドライン)に調印した。改訂ガイドラインの調印は、マルコス大統領の同盟関係活性化の具体的指針となるものである。

改訂ガイドライン⁴³は、南シナ海のいずれかの海域を含む太平洋地域において、米比双方の政府公船、航空機、または沿岸警備隊を含む軍隊のいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、1951年の米比相互防衛条約第IV条及び第V条に基づく相互防衛コミットメントの発動対象になることを再確認している。第IV条の条文は「太平洋地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃」となっているが、南シナ海への中国の侵出に伴って、フィリピンは米国に対して、「太平洋地域」に南シナ海が含まれるとの確約を求めてきた。従って、今回、ガイドラインにそれが明記されたことは、フィリピンの安全保障にとって大きな意味を持つことになる。

改訂ガイドライン第14項は、「南シナ海のいずれかの海域を含む太平洋地域において (in the Pacific, to include anywhere in the South China Sea)、米比いずれか一方の軍隊——双方の沿岸警備隊を含む——航空機あるいは政府公船に対する武力攻撃は、米比相互防衛条約第IV条及び第V条に基づく相互防衛コミットメントの発動対象になる」と明記している。

また、ガイドラインは、脅威が陸、海、空、宇宙及びサイバースペースを含む複数の領域で生起するとともに、非対称、ハイブリッドそして非正規戦とグレーゾーン戦術の形態をとる可能性があることを認識し、通常型と非通常型の両方の領域において相互運用性を構築するための方針を示している。

c. 「鉄壁」の対比防衛コミットメント——試される米国の決意

「太平洋地域」に南シナ海が含まれることが改訂ガイドラインに明記されたことは、米国のコミットメントに対する同盟国の信頼を維持する上で、米国にとっても大きな意味を持つ。特に2023年以降のフィリピンEEZ内での中国によるフィリピンに対する威圧的事案が頻発するようになってから、米国のジョー・バイデン大統領(当時)は対比防衛コミットメントを繰り返し明言してきた。例えば、2023年10月にセカンド・トーマス礁で中国海警船が

⁴² 例えば、以下を参照。[Lucio Blanco Pitlo III, "Questions Raised as the U.S. Expands Military Access in the Philippines," China US Focus.com, March 24, 2023](#)

⁴³ [The United States and the Republic of the Philippines Bilateral Defense Guidelines](#)

フィリピン沿岸警備船に衝突（体当たり）する事案が発生した時、バイデン大統領は、「明確にさせておきたい。米国のフィリピンに対する防衛コミットメントは鉄壁（ironclad defence commitment to the Philippines）である。米国とフィリピンとの防衛協定は鉄壁である」と述べ、「鉄壁（ironclad）」を繰り返した⁴⁴。また、2024 年 4 月の日米比 3 国首脳会談の際にも、バイデン大統領は「明確にしておきたいのは、フィリピンと日本に対する米国の防衛コミットメントは鉄壁（ironclad）であり、以前にも述べたように、南シナ海でフィリピンの航空機や艦船が攻撃されれば、相互防衛条約が発動される」と述べた⁴⁵。

更に、ドナルド・トランプが 2025 年 1 月に 2 期目の大統領として就任して以降、初めてピート・ヘグセス国防長官が 3 月 27 日から 28 日にかけてフィリピンを訪問し、マルコス大統領とギルバート・テオドロ国防長官と会談した。会談を通じて、両国は、米比同盟の永続的な強さを強調し、自由で開かれたインド太平洋地域を維持していく上でのその重要性を再確認した。

ヘグセス国防長官とテオドロ国防長官は共同声明⁴⁶で、ますます複雑化する安全保障環境において、1951 年の米比相互防衛条約に対する両国の共通のコミットメントを改めて表明するとともに、相互防衛条約が南シナ海のあらゆる場所において、両国の軍隊、航空機、公船（自国の沿岸警備隊船を含む）に対する武力攻撃にまで及ぶことを再確認し、更に、相互防衛条約に加えて、1998 年の訪問軍地位協定（VFA: Visiting Forces Agreement）及び 2014 年の EDCA が継続的な同盟調整及び相互運用性のための重要な基盤であることを確認した。また、インド太平洋地域における抑止力を再構築し、力による平和を達成するための幾つかの大胆な措置を講じ、確固たるアジェンダを設定することでも合意した。

主な新しい取り組みには、海軍・海兵遠征部隊艦艇阻止システム（NMESIS: Navy Marine Expeditionary Ship Interdiction System）や高性能無人水上艦艇など、より高度な米国の能力をフィリピンに展開する、バタネス諸島（バシー海峡を挟んで台湾に最も近い）における米特殊作戦部隊とフィリピン海兵隊高度の高度な 2 国間特殊作戦部隊の訓練を実施する、などが含まれている。

そして、この間、米国は、南シナ海においてフィリピンとの 2 国間演習や、日本やオーストラリアを含む多国間演習などを頻繁に実施してきた⁴⁷。

では、米国の対比防衛コミットメント——前出の 2012 年 4 月のスカボロ礁での事案では、

⁴⁴ [“South China Sea: Biden says US will defend the Philippines if China attacks,” BBC News, 26 October 2023](#)

⁴⁵ [“Biden Affirms ‘Ironclad’ Commitment to Japan, Philippines; China Protests Multilateral Naval Drills,” USNI News, April 12, 2024](#)

⁴⁶ [United States–Philippines Joint Statement on Secretary Hegseth's Inaugural Visit to the Philippines, New Release, US Department of Defense, March 28, 2025](#)

⁴⁷ 米国の南シナ海での軍事活動について、中国のシンクタンク、South China Sea Probing Initiative は 2018 年から詳細な年次レポートを発表しており、中国の情報収集能力が窺えて興味深い。2024 年の活動レポートについては以下を参照。
[An Incomplete Report on US Military Activities in the South China Sea in 2024, South China Sea Probing Initiative, March 25, 2025](#)

当時のバラク・オバマ政権は介入しなかった——が実際に発動される敷居の高さはどの程度か。それは、依然、武力行使の閾値以下に留まっている中国の威圧的行動とどの程度の乖離があるのか。中国にとって、南シナ海は、台湾有事を視野に米国の介入決意を試す実験場となり得るかもしれないが、フィリピン EEZ 内での一種の「チキンゲーム」のイニシアチブを握っている中国としても、米国の介入の敷居の高さを見極めることは極めて困難であろう。一方、米国としても、フィリピン EEZ 内の海洋自然地形を巡って中比両国が実際に干戈を交える事案が発生した場合、米比相互防衛条約第 4 条は「自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」としており、即時介入までの時間的余裕を持ち得るとしても、難しい決断を迫られるであろう⁴⁸。

従って、米比両国にとって、今後、改訂ガイドライン第 14 項に明記された、政府公船に対する「武力攻撃」とは如何なる事態かを意味するかについて、両国間の直接的協議を通じて認識を共有するとともに、それを中国に明確なメッセージとして伝えることは、フィリピン EEZ 内での中国との一種の「チキンゲーム」における米中直接対峙へのエスカレーション・リスクを抑制する上で、重要な要件となろう。中国にとって、9 段線内の海域の完全制覇は「核心的利益」だが、米国にとって、フィリピン EEZ 内の海洋自然地形に対する中国の国際法違反行為を阻止することは死活的利益ではないからである。

(3) 国家防衛戦略

フィリピンは 2023 年 8 月、NATIONAL SECURITY POLICY 2023-2028 を発表し、西フィリピン海の問題について、「フィリピンの主要な国家利益の 1 つであり、フィリピンは 1982 年国連海洋法条約及び 2016 年 7 月の最終的かつ拘束力のある南シナ海仲裁裁判所裁定に基づき、西フィリピン海に対する主権、主権の権利及び管轄権を行使している。……領有権主張国の相違や主張国が自らの立場を主張する方法は、我が国の領土保全のみならず、フィリピン国民の正当な権利の行使とその安全と福祉に対しても戦略的な課題であり続けている」と明記している⁴⁹。

そして中国の西フィリピン海における威圧的行動に対処するため、テオドロ国防長官は 2024 年 1 月、新しい防衛構想として、「包括的群島防衛構想（CADC: Comprehensive

⁴⁸ 香港紙によれば、フィリピン訪問中の米インド太平洋軍サミュエル・パパロ司令官は 2024 年 8 月 28 日、米比両国間の協議次第で、南シナ海での補給任務でフィリピン船舶を護衛するのは相互防衛条約の範囲内で完全に合理的選択である、と述べた。

[“US offer to escort Philippines’ ships in South China Sea risks clashes with Beijing,” South China Morning Post.com, August 29, 2024](https://www.scmp.com/news/asia/south-china-sea/article/3248484/us-offer-to-escort-philippines-ships-in-south-china-sea-risks-clashes-with-beijing)

更に、前出の 8 月 31 日のサビナ礁付近での事案に際して、米国務省は同日、中国の危険かつエスカレートした行動を非難し、中国に対して、「自国の主張と行動を国際法に適合させ、危険で不安定な行為をやめるよう改めて要請する」とともに、「米国は、1951 年の米比相互防衛条約第 4 条が、南シナ海のあらゆる場所におけるフィリピン軍、公船、または航空機（沿岸警備隊航空機を含む）に対する武力攻撃にも及ぶことを再確認する」との声明を出している。

[U.S. Support for the Philippines in the South China Sea, Press Statement, US Department of State, August 31, 2024](https://www.state.gov/record/2024/08/31/us-support-for-the-philippines-in-the-south-china-sea)

⁴⁹ [National Security Policy Manual FINAL E-COPY with WATERMARK 140823.pdf](#)

Archipelagic Defense Concept)」を公表した。CADC は、群島国家であるフィリピンの海洋領域における資源が中国の 9 段線によって違法にかつ一方的に侵害されていることから、フィリピンの EEZ 全域に亘ってフィリピン軍の能力を強化し、群島防衛を強化することを求めている。現在のフィリピン軍は、長年のゲリラ対策による陸軍重視政策のため、海軍と空軍の能力が不足していることから、CADC は、主権的権利を持つ海洋及び空域防衛のため、海上及び防空能力を迅速な強化が必要であり、そうすることで、領土保全のみならず、200 カイリ EEZ と 350 カイリの大陸棚外縁までの海域における法執行活動の支援が期待できるとしている。CADC によれば、軍はより多くの艦船、航空機及びレーダーシステムなどを取得するとともに、軍施設のアップグレードと、群島水域と 200 カイリ EEZ の安全保障のための人員配備を進めることになっている。⁵⁰マルコス大統領は 2024 年 1 月、Re-Horizon 3 と称される総額 350 億ドルの軍調達リストを承認した。

CADC では、同盟関係と同志国との安全保障ネットワークの構築を、2 国間あるいは多国間取り決めを通じて、防衛同盟国やパートナー諸国と訓練し、相互運用性を促進することによって、軍の能力強化を進める特別なアプローチとして重視している⁵¹。

フィリピンは、CADC の一環として、前進拠点、ティトゥ島（下図参照）の改修を計画している。それによれば、5,600 万ドルの予算で、C-130 貨物機などの大型機が離着陸できるように滑走路が 1,500 メートルに延長され、また港湾施設も改修されることになっている⁵²。

図 8：西フィリピン海のフィリピンの前進拠点、ティトゥ島



Source: [South China Morning Post.com, October 28, 2024](https://www.scmp.com/news/asia/pacific/article/3248888/philippines-re-horizon-3-military-budget-2024-2028)

米国の軍事支援については、ヘグセス国防長官のフィリピン訪問に続いて、米 국무省は

⁵⁰ Renato Cruz De Castro, “Supporting the Philippines in Kickstarting the Comprehensive Archipelagic Defense Concept (CADC) - The Role of the US-Australian Alliance,” Asia Pacific Bulletin, No. 691, September 30, 2024

⁵¹ Ibid.

⁵² “Philippines strengthens South China Sea strategy with US\$56 million Thitu Island upgrade,” South China Morning Post.com, October 28, 2024

2025 年 4 月、フィリピンに対する、20 機の F-16 戦闘機を始め、中距離空対空ミサイル、爆弾、対空砲及び弾薬を含む、55 億 8,000 万ドル相当の大規模な武器売却を承認した⁵³。更に、米国は、パラワン島ウルガン湾にある海軍分遣隊オイスター基地の強化を計画している。同基地には、南シナ海で活動するフィリピン海軍の本拠地で、巡視船、高速攻撃艇、海兵隊海上部隊、係争海域の前哨拠点への物資や人員を輸送する補給船などが配備されており、計画では、無人水上艇の支援施設を含め、改修、強化されることになっている⁵⁴。米国はまた、係争海域におけるフィリピンの海上作戦に対する協力と相互運用性の強化を任務とする、米軍人で編成された「アユンギン機動部隊 (Task Force Ayungin)」を通じて、西フィリピン海を担当するフィリピン西部軍の計画と訓練を支援している⁵⁵。

更に、米国は、2024 年 4 月のフィリピンとの合同演習（バリカタン演習）を機会に、陸軍の Typhon ミサイルランチャー（図 9 参照）をルソン島北部に展開した。この中距離ミサイルランチャーは 最大射程が 500 キロを超える Standard Missile-6 (SM-6) 対空・対地ミサイルと最大射程が 1,500 キロを超える Tomahawk 対地攻撃巡航ミサイルを発射できる。Typhon ミサイルランチャーはその射程から南シナ海のみならず、ルソン島北部に配備されている限り、台湾も覆域内に収まる。

米国が 2019 年 2 月にロシアに中距離ミサイル全廃条約（INF 条約）の廃棄を通告（同年 8 月失効）して以来、インド太平洋地域に米国の中距離ミサイルランチャーが展開するのはこれが初めてである。Typhon ミサイルランチャーは、演習終了後もフィリピンに残置されている。

Typhon ミサイルランチャーの残置が今後、第 1 列島線沿いに中距離ミサイルを配備していく米国の計画の先駆けとなるかどうかは、今のところ不明だが、フィリピンの国家安全保障担当大統領補佐官は 2025 年 1 月 24 日、「Typhon ミサイルランチャーは当分の間 ("for now") フィリピンに残される」と語り、軍報道官も声明で「この配備の主な目的は、フィリピン軍の即応性を強化し、高度な兵器システムへの習熟と相互運用性を向上させ、地域の安全保障を支援することである」と述べている⁵⁶。

中国は展開当初から執拗に撤去を求めてきたが、マルコス大統領は 2025 年 1 月 30 日の声明で、「中国と取引をしよう。フィリピン領土に対する領有権主張を止め、フィリピン漁民に対するハラスメントを止め、フィリピン船に対する体当たり、放水砲の発射、レーザー照射など、中国が攻撃的で威圧的な行動を止めれば、Typhon ミサイルを米国に返す」と述

⁵³ [“US approves sale of F-16s to the Philippines in \\$5.5bn weapons package,” Defense News.com, April 2, 2025](#)

⁵⁴ [“U.S. Project at Philippine Navy Base to Support Unmanned Surface Vessels,” USNI News, June 9, 2025](#)

⁵⁵ [“U.S. Supporting Philippine Operations in South China Sea with Forward-Deployed Task Force,” USNI News, November 21, 2024](#)

⁵⁶ [“U.S. Typhon missile to stay in Philippines for now, top security official says,” Reuters.com, January 24, 2025](#)

この記事によれば、ミサイルランチャーの配備場所は当初のルソン島北西端にあるイロコス・ノルテ州の州都ラオアグ市の国際空港からルソン島内の他の場所（非公開）に移されたという。

べた⁵⁷。

実際、現在（2025 年 7 月末）に至るまで撤去されたとの報道はない。

図 9：Typhon ミサイルランチャー



Source: [WIKIMEDIA COMMONS](#)

更に、フィリピンは沿岸域対艦ミサイル取得プロジェクトの一環として、インドから BrahMos 対艦超音速ミサイルシステムを購入し、2024 年 4 月に第 1 陣が搬入され、ルソン島西部サンバレスのフィリピン海軍基地に配備された。将来的にはカラヤン島、ルバング島及びパラワン島にも配備されると見られ、射程約 300 キロの BrahMos ミサイルシステムはスカボロ礁、セカンド・トーマス礁、台湾海峡からスプラトリー諸島などの重要な地域をカバーすることができる。⁵⁸

図 10：サンバレスのフィリピン海軍基地からの BrahMos ミサイルシステムの覆域



Source: [South China Morning Post.com, June 22, 2025](#)

⁵⁷ [“Marcos to China: 'Let's make a deal',” The Manila Times, January 31, 2025](#)

⁵⁸ [Atul Kumar, “Shaping China’s periphery: BrahMos missiles in Southeast Asia,” Observer Research Foundation, January 21, 2025](#)

サンバレスのフィリピン海軍基地の配備状況については、以下を参照。

[“Philippines Builds First BrahMos Anti-Ship Missile Base Facing South China Sea,” Naval News.com, June 14, 2024](#)

また、フィリピンは西フィリピン海の現場での軍事的及び法執行活動を統合するための措置にも着手している。前出のフィリピン国家海事評議会（NMC）の創設を定めた、2024年3月25日付けの政令第57号によれば、NMCは、国家の海上安全保障と海洋状況認識を強化する、統一され、調整された効果的なガバナンスの枠組みを確立するための政策と戦略を策定する中央機関として創設され、また、前出の西フィリピン海国家任務部隊（NTF-WPS）は、NMCの傘下で西フィリピン海での海軍、沿岸警備隊及び漁業水産資源局などの関係政府機関の行動を統合する機能を有している⁵⁹。

5. 透明化戦略と海洋関連法の制定——フィリピンの対応（その2）

（1）透明化戦略

フィリピンは、2023年から中国の妨害行為を映像証拠によって世界に発信するキャンペーンを始めた。中国の南シナ海でのグレーゾーン活動⁶⁰——フィリピンに対する武力攻撃の閾値を下回る威嚇的な妨害行為——を監視する、米スタンフォード大学の SeaLight チームは、フィリピンのキャンペーンを、「積極的透明化（Assertive Transparency）」と名付け、「ゲームチェンジャー」として高く評価している。SeaLight は、中国の南シナ海におけるグレーゾーン活動に対して、フィリピンは2つの革新的な措置で、中国のグレーゾーン活動を白日の下に晒したとして、高く評価している⁶¹。1つは前述の南シナ海仲裁裁判所への提訴であり、もう1つが「積極的透明化」キャンペーンである。

SeaLight によれば、「積極的透明化」とは、

①グレーゾーン・アクターが違法で悪意ある威圧的な行為を行う暗い空間を意図的に探し出し、それを公衆の目に晒す戦術である

②当然ながら、グレーゾーン・アクターは、ゾーンがグレーの場所で活動する。従って、日の光はその天敵である

③言い換えれば、中国は無法の海の暗黒を利用する意欲によって、非対称的な優位性を享受してきたが、2023年は、中国が隠蔽しておきたかった行動を暴露することに、マニラが自らの非対称的な優位性を発見し、活用した年となった

④透明化は最終的には目的達成のための手段であり、目的そのものではない。海上のグレーゾーン活動に光を当てることは、グレーゾーンの活動を抑止し、打ち負かすというより大

⁵⁹ [EXECUTIVE ORDER NO. 57](#)

⁶⁰ 中国の南シナ海におけるグレーゾーン活動については、例えば、以下を参照。

[Todd C. Helmus and others, Understanding and Countering China's Maritime Gray Zone Operations, RAND, November 20, 2024](#)

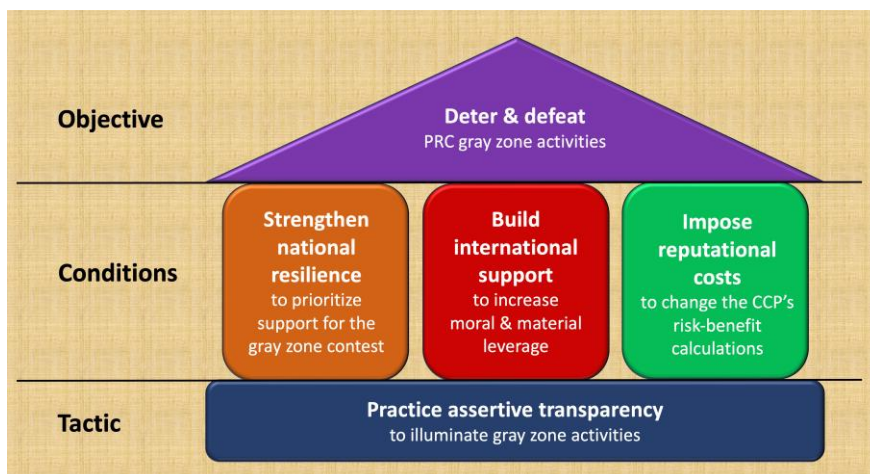
[Tyler Liggett and others, How the United States Can Support Allied and Partner Efforts to Counter China in the Gray Zone, RAND, November 20, 2024](#)

⁶¹ [Ray Powell, Benjamin Goirigolzarri, "Assertive Transparency: The Philippines' Counter Gray Zone Innovation," SeaLight, October 8, 2023](#)

きな目的を追求するための重要な戦術の1つである。⁶²

実際、フィリピンは、例えば、前述のセカンド・トーマス礁への補給活動に対する中国の妨害行為について、フィリピン側の補給船や沿岸警備船に外国人ジャーナリストなどを乗せ、中国海警船による放水砲の発射や衝突（体当たり）のシーンや、それによるフィリピン公船の損傷状況を映像と記事で世界に発信させてきた。また、沿岸警備隊が撮影した、フィリピン EEZ 内での中国の海上民兵船の群集、滞留の映像などもメディアに積極的に公開してきた。この戦術は、自国の行動の正当性、合法性を主張する中国のナラティブの虚偽を暴く有効な手段であり、またそれによって米国や同志国によるフィリピンへの支援を引き出す上で役立っているとされる。

図 11：「積極的透明化」のイメージ



Source: [Assertive Transparency: The Philippines' Counter Gray Zone Innovation](#)

図 11 に示された 3 要件の内、国際的支援の構築には成功し（後述）、既述のように国土の強靱化も米国や日本などの同志国の支援を得て軍や沿岸警備隊の近代化を進めつつある。従って、この戦術の成否は、第 3 の要件、グレーゾーン・アクター、この場合は中国のコスト計算如何にかかっている。

フィリピンの透明化戦略は、「グレーゾーン戦術を標的として抑止力を確立するための 1 つのモデルである。マニラの戦略は、中国が国際法を遵守し、南シナ海の平和、安定、秩序にコミットしていると主張する、中国の外交姿勢の信頼性と、北京の国際的な評判に挑戦することで、中国の戦術を抑止しようとするものである。⁶³」しかしながら、現実には、この戦術だけでは、これまでのところ中国のフィリピン EEZ 内における威圧的な嫌がらせ行為を阻止するには至っていない。中国は、短期的な世評よりも、南シナ海における長期的な核

⁶² Ibid.

⁶³ [Kurtis H. Simpson and others, "Below-the-Threshold Deterrence, Philippine Style," War on the Rocks.com, March 6, 2025](#)

心利益の追求に重きを置いているように思われる。

（２）海洋関連法の制定

マルコス大統領は 2024 年 11 月 8 日、2 本の海洋関連法——The Philippine Maritime Zones Act（フィリピン海域法）⁶⁴と The Philippine Archipelagic Sea Lanes Act（フィリピン群島シーレーン法）⁶⁵に署名した。

フィリピン海域法は、国連海洋法条約に準拠して、フィリピンの内水域、群島水域、領海、接続水域、EEZ 及び大陸棚を定義したものである。フィリピン群島シーレーン法は、群島国家（フィリピンは 7,641 の島嶼からなる）としてのフィリピンの主権と海洋領域の保護を目的とするもので、国連海洋法条約と国際民間航空条約（シカゴ条約）に従って、外国の船舶及び航空機の通過に当たって使用する、まず 3 本の航路帯を規定したものである。

フィリピンの国家安全保障担当大統領補佐官は、この 2 本の海洋関連法はフィリピン政府に「合法的かつ平和的な海事活動を推進しながら」、海事関連法と管轄権を効果的に執行する権限を付与するものであるとした上で、「これらの法律は、フィリピンの海洋資源と権益を保護し、管理するための明確で強固な法的枠組みを提供し、フィリピン国民の利益のためにそれらを持続可能な形で利用できるようにするものである」と述べた⁶⁶。国連海洋法条約第 53 条は、フィリピンのような群島国は外国の船舶及び航空機の継続的かつ迅速な通航に適した「群島航路帯」を指定できると規定している。フィリピンはこれまで、群島航路帯を指定していなかった。

これらの法律に対して、中国外交部報道官は、「いわゆるフィリピン海域法は、中国の黄岩島（スカボロ礁）や中国管轄の南沙諸島（スプラトリー諸島）のほとんどの海洋自然地形、更にはそれら海洋自然地形の周辺海域を、フィリピンの海域内に違法に取り込んでいる」と述べ、これらの法律は南シナ海に関連する「違法な仲裁裁判所裁定」を正当化しようとするものと指摘し、「南シナ海における中国の領土主権と海洋権益は、明確に歴史的かつ法的根拠に基づいており、フィリピンの法律に影響されない」と述べ、また法律は 2002 年の南シナ海行動宣言（DOC: The Declaration on the Conduct）に反するもので、南シナ海の状態を「より複雑」にするとも主張した上で、中国は必要な全ての措置を講じる権利を留保していると強調した⁶⁷。

一方、米国は国務省声明で、①フィリピン海域法はフィリピンの国内法を 1982 年の国連海洋法条約と 2016 年の南シナ海仲裁裁判所裁定と整合させたものであり、支持する、②米国は、特に南シナ海における国際法の支持するフィリピンのリーダーシップを高く評価し

⁶⁴ [The Philippine Maritime Zones Act](#)

⁶⁵ [The Philippine Archipelagic Sea Lanes Act](#)

⁶⁶ [“China hits, US backs new PH maritime law,” The Manila Times, November 10, 2024](#)

⁶⁷ Ibid.

ており、全ての国に対して、国連海洋法条約に反映されている海洋の国際放棄に準拠した海洋権を主張するよう求める、と述べている⁶⁸。

中国が前述した黄岩島周辺の 16 カ所の基点を結ぶ直線基線を公表したのはマルコス大統領の署名から 2 日後の 11 月 10 日であったことから、フィリピン海域法への対応策として、黄岩島（スカボロ礁）の領有権を主張するためであったと見られる。フィリピン群島シーレーン法についても、中国の専門家は、この法律で 3 本の群島シーレーンが指定され、指定水路のみで無害航行が可能としているのは、西太平洋諸国の通航権に広範な影響を与えると見て、地図を示して批判している⁶⁹。

6. 多国間安全保障ネットワークの構築——フィリピンの対応（その 3）

透明化戦略は、風評被害の影響を受けない中国のような敵対国に対して実効性を担保する上で、図 11 に示した第 2 の要件、国際的支援の構築が重要である。そのため、マルコス大統領は、米国との同盟関係の活性化に加えて、欧州からアジアに至る各国と安全保障ネットワークの構築や、2024 年 4 月に実施された、日本、米国、オーストラリア及びフィリピンによる南シナ海での 4 カ国海洋協力活動など、南シナ海での多国間演習に積極的に取り組んでいる。

南シナ海紛争の中心に位置するフィリピンの多国間安全保障ネットワークの構築は、インド太平洋地域の安全保障構造における広範な構造的変革をもたらしている。即ち、冷戦以来の米国の同盟関係を特徴づけてきた伝統的な「ハブ（米国）・アンド・スポークス（同盟国）」モデルから、地域安全保障に対する「格子状（a “latticework”）」モデルと称される構造の出現である⁷⁰。ハブ・アンド・スポーク同盟システムは、各同盟国は米国との防衛関係の強化に注力したが、米国の同盟国相互間の安全保障協力は限定的であった。現在の同志国相互の 2 国間、あるいは米国を含めた、「スポーク・トゥ・スポーク」のミニラテラル安全保障ネットワークは、米国の同盟システムに取って代わるのではなくそれを補完するものである。

フィリピンを支点とする、安全保障ネットワークでは、ともに米国との条約同盟国である、日本とオーストラリア両国との安全保障関係の強化が特に重要である。

（1）日比安全保障関係の深化

日本とフィリピンは、台湾を挟んで南北に位置し、第 1 列島線上にあり、しかも両国とも米国の条約同盟国である。更に、フィリピンは自国の EEZ 内にある海洋自然地形を巡って

⁶⁸ [On the Philippines Maritime Zones Act, Press Statement, US Department of State, November 8, 2024](#)

⁶⁹ [Captain Liu Xiaobo \(Ret.\), “The Influence of the Philippine Archipelagic Sea Lanes Act on Navigation Rights,” Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, November 14, 2024](#)

⁷⁰ [Tyler Bray, “The Latticework: Indo-Pacific Security Moves Beyond US Naval Primacy,” The Diplomat.com, April 18, 2025](#)

中国の執拗な威圧的行為に直面しており、他方、日本では尖閣諸島周辺海域に中国海警船の船影が絶えることがない。従って、日比両国は、「力による現状変更の試み」を阻止し、域内の平和と安定を確保するという戦略的利益を共有する関係にある。

日比安全保障関係は、2023 年 2 月の東京での日比首脳会談や 2024 年 4 月のワシントンでの初めての日米比 3 国首脳会談以降、レベルアップし、急速に深化してきている。

首脳会談後の共同ビジョンステートメント⁷¹は、①南シナ海における中国の危険かつ攻撃的な行動と、南シナ海における埋立て地形の軍事化及び不法な海洋権益に関する主張を懸念し、南シナ海における海上保安機関及び海上民兵船舶の危険で威圧的な使用、並びに他国の海洋資源開発を妨害する試みに断固反対する、②東シナ海の状況について深刻な懸念を表明し、尖閣諸島を含む、中国による東シナ海における力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みにも強い反対の意を表明する、④台湾海峡の平和と安定の重要性を確認し、台湾に関する我々の基本的立場に変更はないことを認識し、兩岸問題の平和的解決を促す、としている。更に、日米比 3 国間の協力を深化させるため、日本はフィリピン沿岸警備隊の能力向上を支援していくとともに、日米比 3 国間及びその他のパートナーとの間の海軍種間の共同訓練・演習を通じた協力や、フィリピンの国防近代化の優先事項に対する米国及び日本の支援を連携させ、3 国間の防衛協力を推進する、としている。

2022 年 12 月に閣議決定された、「国家安全保障戦略」は、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していくための重要な措置として、共同訓練、軍事情報包括保護協定（GSOMIA）、物品役務相互提供協定（ACSA: Acquisition and Cross-Servicing Agreement）、部隊間協力円滑化協定（RAA: Reciprocal Access Agreement）の締結、防衛装備品の移転、能力構築支援などを挙げている⁷²。

日本は 2024 年 7 月、フィリピンとの間で「日比部隊間協力円滑化協定」を締結した。RAA とは、訪問軍地位協定（VFA）と同様に、一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動する際の手続及び同部隊の法的地位等を定めるものであり、安全保障協力を進める上で、不可欠の法的枠組みである。日本が RAA を締結したのは英国、オーストラリアに次いでフィリピンが 3 番目である（フィリピンは、日本以外に、米国とオーストラリアとの間で同種の協定を結んでいる）。情報保護協定や物品役務相互提供協定についても、日比間の協議日程に上っており、今後一層、安全保障面の連携、協力の深化が期待される。

海洋安全保障における懸念を共有するフィリピンとの連携強化と、防衛装備品などを無償で提供する「政府安全保障能力強化支援（OSA: Official Security Assistance）」を通じた同国の沿岸監視能力や海洋状況把握能力の強化に対する一層の支援は、日本にとって死活的な南シナ海のシーレーンの安全を確保する上で極めて重要である。

⁷¹ [「日比米首脳による共同ビジョンステートメント」、外務省、令和 6 年 4 月 11 日](#)

⁷² [国家安全保障戦略、令和 4 年 12 月](#)

（２）南シナ海へのオーストラリアの関与

フィリピンにとって、オーストラリアは歴史的に米国に次ぐ重要な安全保障パートナーであった。両国は 2007 年 5 月に訪問部隊地位協定（SOFA: The Philippine-Australia Status-of-Forces Agreement）を締結したが、フィリピンがこの協定を批准したのは、5 年後——前述のスカボロ礁での中国との対峙事案によって同礁が中国に実効支配された直後——の、2012 年 7 月であった。その後、オーストラリアは、フィリピンとの 2 国間や多国間演習に定期的に参加している。2023 年 9 月にフィリピンを訪問したオーストラリアのアンソニー・アルバニー首相は、マルコス大統領との会談で、戦略的パートナーシップに関する共同宣言に調印した。これによって、両国の安全保障協力は加速されることになった。

一方、マルコス大統領は 2024 年 2 月にオーストラリアを訪問し、議会での演説で、戦略的パートナーシップの意義を強調するとともに、フィリピン主権領土の 1 平方インチをも奪おうとする如何なる外国勢力による試みも許さないとの決意を改めて表明した⁷³。

豪比共同宣言は、防衛・安全保障協力について、

①隔年で開催されるフィリピン・オーストラリア閣僚会合に加え、年次国防大臣会合を開催するとともに、戦略対話と海洋対話を含むがこれに限定されない定期的なハイレベル実務者会談を継続する

②強化防衛協力プログラム（The Australia-Philippines Enhanced Defence Cooperation Program、2019 年 12 月設置）の支援を通じて、広範かつ長期にわたる防衛・安全保障協力を強化する

③両国は、全ての紛争は、国際法、特に 1982 年の国連海洋法条約に従って、武力の威嚇、使用、威圧を行わずに平和的に解決されるべきであること、及び 2016 年 7 月 12 日の南シナ海仲裁裁判所裁定が最終的であり、両当事者にとって法的拘束力を持つものであること、そして両当事者に裁定を遵守するよう呼びかける

④両国は、海洋国家として、海洋の安全及び保安、航行及び上空飛行の自由及び国連海洋法条約に基づくその他の海洋の合法的な利用の重要性を再確認する

⑤この目的のため、両国は、対話と調整、実際的な関与及び能力構築活動を通じて、海洋政策立案、行政、安全保障及び法執行機関間の 2 国間及び地域協力を強化するとともに、地域の平和と安定を支援するため、南シナ海及び相互に関心のある海域における 2 国間合同哨戒活動を計画する、などと明記している⁷⁴。

最近、オーストラリア周辺海域では、2025 年 2 月に中国海軍戦闘艦が同国を部分的に周回するなど、中国海軍のプレゼンスが目立ってきている。一方、オーストラリアも、多国間演習への参加など、南シナ海での活動を活発化している。2025 年 2 月には、米英両国海軍

⁷³ マルコス大統領の議会演説は以下を参照

[Address by President Ferdinand R. Marcos Jr. to the Parliament of Australian on Bayanihan and Mateship: The Philippines and Australia's Enduring Friendship and Common Aspirations for the Future, February 29, 2024](#)

⁷⁴ [Joint Declaration on a Strategic Partnership between the Republic of the Philippines and the Commonwealth of Australia, September 8, 2023](#)

との合同演習を実施したが、オーストラリア統合作戦司令部統合部隊海上部隊司令官ジョナサン・レイ准将は、「南シナ海は世界で最も活発な海上貿易ルートの1つであり、この地域には世界人口のほぼ3分の2が居住しており、従って、我々はあらゆる挑戦に立ち向かう準備と能力が不可欠である」と強調している⁷⁵。更に、2025年6月には、オーストラリアは英国と合同で、スプラトリー諸島で初めての「航行の自由」作戦を実施している（両国は、国連の対北朝鮮制裁執行作戦にも参加している）。

（3）日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワーク（Squad: Security Quad）

東アジアの地理的環境は、中国本土の東側に、台湾を挟んで、南北に日本列島とフィリピン群島に至る連続的な島嶼群、「第1列島線」が位置し、インドネシアを経てオーストラリアに至る。南シナ海における中国の威圧的行動の常態化は、中国の前面に南シナ海を挟んで米国の条約同盟国間の相互安全保障関係の強化による阻止ライン——日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワーク——の出現を促すことになった。この阻止ラインは、グアム、ハワイそして米本土に至る米軍のプレゼンスによって支えられている（図12参照）。

インド太平洋地域におけるもう1つのミニラテラル安全保障ネットワーク、即ち、日米豪印の4カ国対話枠組み（Quad）⁷⁶は、インド太平洋地域の海洋安全保障、就中、海洋状況把握能力を重視している——但し、現在までのところ、具体的行動はインド主催の多国間合同演習、マラバール演習への参加に止まっている——ものの、南シナ海に関しては、法に基づく海洋秩序を擁護し、力や威圧による現状変更に繰り返し反対しているが、特に具体的な行動が伴っているわけではない。

日米豪比のミニラテラル安全保障ネットワークは、米国とその条約同盟国3カ国との安全保障ネットワークで、フィリピン軍の近代化、相互運用性の強化そして合同演習など、特に南シナ海、就中、フィリピンのEEZである西フィリピン海における中国の威圧的行動を視野に入れた活動に重点を置いており、地理的範囲が限定されている。日米豪比のミニラテラル安全保障ネットワークはSquad（Security Quad）とも称され⁷⁷、2023年6月にシンガポールで初めての4カ国国防長官・防衛大臣会合が行われ、2024年4月には初めて4カ国合同演習が西フィリピン海で実施された。

当然ながら、Squadに向ける中国の目は厳しい。例えば、『人民日報』傘下の『環球時報』

⁷⁵ [“US, Australia, and UK forces conduct joint combined operations in South China Sea,” Baird Maritime.com, February 12, 2025](https://www.bairdmaritime.com/news/2025/02/12/us-australia-uk-joint-operations-south-china-sea)

⁷⁶ 日米豪比のミニラテラル安全保障ネットワークとQuadでは、フィリピンとインドが入れ替わっているが、インドは、前述したようにフィリピンにBrahMos対艦超音速ミサイルシステムを供与したり、南シナ海に海軍戦闘艦を派遣したりしており、そのため、日米豪比のミニラテラル安全保障ネットワークに対するインドの論調はQuadの重要性を強調して、必ずしも好意的なものではない。例えば、以下を参照。
[Rahul Mishra, “The ‘Squad’ is a welcome spin-off, but the Quad is the main game,” The Interpreter, May 24, 2024](https://www.theinterpreter.com.au/news/2024/05/24/the-squad-is-a-welcome-spin-off-but-the-quad-is-the-main-game)

⁷⁷ この呼称は米国防総省当局者によるニックネームといわれる。以下を参照。

[“The U.S. Is Assembling a ‘Squad’ of Allies to Counter China in the Indo-Pacific, Time.com, May 3, 2024](https://www.time.com/2024/05/03/us-assembling-squad-allies-counter-china-indo-pacific/)

は、軍事専門家に「米国は明らかに、同盟国である日本とオーストラリアを結集してフィリピンを支援し、フィリピンに南シナ海での軍事的挑発を強めさせ、地域情勢の複雑さを悪化させ、南シナ海における米国、日本、オーストラリアの軍事的プレゼンスを強化する口実を見つけようとしている」と語らせ、**Squad** を「地域リスクを悪化させる」と警告している⁷⁸。

日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワークで構成される、「第1列島線」沿いの阻止ラインは、グアム、ハワイそして米本土に至る米軍のプレゼンスによって支えられている。図12は、「第1列島線」沿いの米軍基地とフィリピンのEDCA サイトを含むアクセス可能サイト、そしてそれらへのハワイ、グアムからの航行日数を示したものである。

図12：「第1列島線」沿いの米軍基地・アクセス可能サイトと、ハワイ・グアムからの航行日数



Source: [South China Morning Post.com, April 22, 2024](https://www.scmp.com/news/asia/south-china-sea/article/3248444/us-led-quadrilateral-defense-talks-deemed-to-target-scs-exacerbating-regional-risks)

備考：図中の1~4は中国占拠の海洋自然地形で、いずれも滑走路を有する（2、3、4は人工島）。

⁷⁸ [“US-led quadrilateral defense talks deemed to target SCS, exacerbating regional risks,” Global Times, April 28, 2024](https://www.globaltimes.cn/page/202404/1284444.shtml)

日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワークの中核をなすのは日豪安全保障関係である。今日の日豪関係は「準同盟」とも言われる関係にある。日豪両国は、2022 年 10 月 22 日の日豪首脳共同声明と同時に発出された、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で、「包摂的で強靱な自由で開かれたインド太平洋の柱である日本及びオーストラリアとの間の極めて重要な『特別な戦略的パートナーシップ』を再確認」した上で、「我々は、日豪の主権及び地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態に関して、相互に協議し、対応措置を検討する」と明記している（下線は引用者）⁷⁹。この文言は、1952 年のオーストラリア・ニュージーランド・米国安全保障条約（ANZUS 条約）第 3 条の「締約国は、太平洋において、いずれかの締約国の領土保全、政治的独立又は安全が脅かされるときは何時でも、いずれかの締約国の意見に基づいて協議する」との規定と軌を一にするものであり、注目される。

また、令和 7 年版防衛白書は、日豪安全保障関係について、

①オーストラリアは、わが国にとって、ともに米国の同盟国として、基本的価値のみならず安全保障上の戦略的利益を共有する、インド太平洋地域の特別な戦略的パートナーである

②これまで日豪物品役務相互提供協定（ACSA）や日豪軍事情報包括保護協定（GSOMIA）、日豪防衛装備品・技術移転協定、日豪部隊間協力円滑化協定（RAA）といった、協力のための基盤を整備してきた

③2022 年 10 月に署名された新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を踏まえ、国家防衛戦略では、両国の防衛協力をさらに深化させ、日米防衛協りに次ぐ緊密な関係を構築するとしている

④両国は、同共同宣言も踏まえ、平素から緊急事態に至るあらゆる状況で自衛隊と豪軍が実効的に連携するための議論や、情報収集・警戒監視・偵察における協力、豪軍に対する武器等防護、2 国間・多国間共同訓練などを推進し、相互運用性を向上していると述べ、両国間の防衛交流の現状を詳述している⁸⁰。日豪関係が「準同盟」関係ともいわれる所以である。

では、いずれも米国の条約同盟国から構成され、しかも中核をなす日豪関係が「準同盟」関係ともいわれる、日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワーク（Squad）は、「第 1 列島線」沿いの阻止ラインとして、南シナ海のみならず、台湾有事をも視野に入れた、より制度化された方向に発展していくのかどうか。

この点について、例えば、バイデン米政権でインド太平洋安全保障担当国防次官補を務めた（2021 年～2025 年）、イーリー・ラトナーは、「米国がアジアで集団防衛協定を構築する時が来た。何十年もの間、こうした協定は不可能であり、必要でもなかったが、今日、中国の脅威が増大する状況下にあって、こうした協定は実現可能であり、不可欠でもある」とし

⁷⁹ [「安全保障協力に関する日豪共同宣言」、2022 年 10 月 22 日](#)

⁸⁰ [令和 7 年版防衛白書、364～367 頁](#)

た上で、以下のように述べている。

近年、米国は、同盟国により大きな責任を与え、米国とだけでなく同盟国同士間でのより緊密な関係を慫慂する、よりネットワーク化されたアプローチを追求している。……この新しいアプローチは、より強力な抑止力を生み出すための重要な一歩であるが、それが生み出した防衛イニシアチブは依然、非公式で初歩的な段階に止まっている。中国軍の近代化が進展する中、真の抑止力には、集団防衛体制（a collective defense arrangement）だけが提供できる意志と能力が必要である。このような同盟——「太平洋防衛協定（the “Pacific Defense Pact”）」と呼称する——は、現在最も連携が進み、共に中国の挑戦に立ち向かう準備ができていく国々、即ち、オーストラリア、日本、フィリピン及び米国を結びつけることになる。 ⁸¹

このように、ラトナーは、Squad に集団防衛体制への昇格の可能性を見出しているが、Squad が正式な相互防衛体制に制度化されるには、乗り越えるべきハードルが多く、かつ高い。この地域では、旗幟を鮮明にして中国に明確に軍事的に対抗する意思のある国はほとんどいない。日本も、オーストラリアも、そしてフィリピンも、米国との条約同盟国だが、「1つの中国」政策を堅持し、しかも中国との経済関係の維持はいずれの国にとっても不可欠であり、それ故に、中国の力による現状変更への対応と、中国との関係維持との間で、バランス維持に苦慮している。従って、Squad は今後、トランプ米大統領の集団安全保障体制への消極的な姿勢をも勘案すれば、運用面や能力構築支援での協力が深化することはあっても、制度化への昇格は近い将来あり得ないであろう。

7. 台湾有事とフィリピンの立ち位置

フィリピンはバシー海峡を挟んで、台湾と隣接している。台湾有事において、フィリピンは米国との条約同盟国として、台湾南岸に面するフィリピン最北端の軍事基地への米軍のアクセスとその条件をどの程度認めるかという、難題に直面する。フィリピンは、防衛協力強化協定（EDCA）の下で新たに追加されたサイトでは、台湾に近接する北部カガヤン州に2カ所——カミロ・オシマス海軍基地とラルロ空港——が指定されている（図7参照）。EDCAの条件の下で、米軍は滑走路、燃料貯蔵庫、軍用住宅などの施設を使用することが認可されているが、表向きこれらEDCAサイトは主として人道支援・災害救援（HADR: Humanitarian Assistance/Disaster Relief）活動のためとされているが、台湾有事の場合、台湾の南側における米軍関与のためのプラットフォームとして機能する、「デュアルユース」の性格を帯びていることは十分想定される。

更に、台湾有事との関連で注目されるのは、台湾に近接する、日本とフィリピンの離島における監視能力の強化である。日本は既に、沖縄の最西端で、台湾に近接する与那国島でレ

⁸¹ [Ely Ratner, The Case for a Pacific Defense Pact, Foreign Affairs.com, May 27, 2025](https://www.foreignaffairs.com/articles/pacific/2025/05/ely-ratner-the-case-for-a-pacific-defense-pact)

ーダー基地を建設し、自衛隊員を駐留させている。一方、フィリピンでは、ルソン島本土の北海岸から 280 キロ、台湾の南端から 150 キロの距離にある、バシー海峡を望むフィリピン最北端のバタネス州（11 の島嶼からなるバタネス諸島で構成）のマブリス島⁸²には、無人島だが海軍分遣隊が駐留している。

フィリピンのテオドロ国防長官は、2024 年 2 月にマブリス島にあるフィリピン海軍の海軍前方作戦基地で進行中の施設整備状況を視察し、領土防衛態勢を強化するため、駐留する要員の増強を命じた⁸³。また、共同通信によれば、ロメオ・ブラウナー比軍参謀総長は 2025 年 1 月、日本から無償供与される沿岸監視レーダーの一部を台湾に近いフィリピン最北のバタネス州の島々に設置し、台湾有事が懸念される中、日本などにとって重要な国際貿易の大動脈であるバシー海峡の安全確保を図る、と述べた⁸⁴。

図 13：比バタネス州マブリス島の位置とその全景



Source: [Asia Times.com, January 24, 2024](https://www.asiatimes.com/2024/01/24/philippines-mavulis-island/)

[Asia Times.com, March 16, 2024](https://www.asiatimes.com/2024/03/16/philippines-mavulis-island/)

更に、台湾には約 20 万人ものフィリピン人労働者が居住しており、台湾有事の最中に在
台自国民を本国に送還することは、大変な課題となろう。

南シナ海で中国と紛争が生じた場合、フィリピンに対する米国の「鉄壁のコミットメン
ト」については既述した。その見返りに、フィリピンが台湾海峡紛争で米軍に基地へのアク
セスを容認すれば、フィリピンが中国の制裁に直面するのは確実であろう。しかしながら、

⁸² 台湾有事におけるバシー海峡とマブリス島の戦略的価値については、例えば、以下を参照。

[Lieutenant Colonel Christopher Lee, “A War of Chokepoints: Mavulis Island in a Future Taiwan War Scenario,” Modern War Institute, March 18, 2025](#)

⁸³ [Renato Cruz De Castro, “The Philippines’ Renewed ‘Hard Balancing’ Policy toward China: Has the Time Come for De Facto Philippine-Taiwan Security Relations?,” Global Taiwan, March 6, 2024](#)

⁸⁴ [比軍、台湾至近に日本レーダー 最北州の島で海路監視へ、共同通信、2025 年 1 月 9 日](#)

南シナ海の緊張がエスカレートするのと同時に、台湾海峡での緊張も高まれば、フィリピンにとって、米国と戦略的に連携し、米軍に便宜を供与するインセンティブが高まるであろう。従って、フィリピンが台湾有事に如何に対応するかは、単なる条約関係を超えて、優れて重大な国家安全保障上の課題といえるであろう。

また、例えフィリピンが台湾海峡紛争への巻き込まれのリスクを回避できたとしても、中国が台湾の武力統一に成功すれば、その重大な地政学的な影響から逃れることはできないであろう。中国が「第1列島線における不可欠の結節点」（ラトナー前出、図1参照）にある台湾を占拠すれば、第1列島線沿いの阻止ラインが分断され、中国の太平洋進出が容易になるだけでなく、南シナ海に対する中国の戦力投射能力も大幅に強化されることになる。このことは、結果的にフィリピンの海洋と安全保障利益に大きな影響を与えるであろう。従って、フィリピンが台湾に地理的に近いこと、米国の条約同盟国としての地位、そして南シナ海での利害関係を考えれば、フィリピンが台湾有事において中立の立ち位置を維持することは困難であろう。

実際、マルコス大統領は、2023年2月のNikkei Asiaとの会見で、「この地域の状況、特に台湾海峡の緊張を見れば、実際に台湾海峡で紛争が生起した場合、地理的位置からだけでも、……フィリピンが何らかの形で関与しないシナリオを想像するのは非常に難しい」「我々は最前線にいると感じている」と語っており、中立維持の困難を認めている⁸⁵。

ブラウナー比軍参謀総長も2025年4月、台湾有事に関して、「台湾に何かが起これば、我々は必然的に巻き込まれるであろう（"inevitably we will be involved"）」と述べ、台湾有事に備えた準備を始めるべきであり、「フィリピン軍の一員として、我々は既に有事にあるという心構えを持つべきである」と強調した⁸⁶。

おわりに

2026年7月16日は南シナ海仲裁裁判所の裁定10周年である。これまでも毎年この時期には、中比両国で裁定を巡る論議があったが、10周年には、南シナ海の状況と裁定の歴史的意義が改めて脚光を浴びるであろう。

以上に見てきたように、2023年頃から西フィリピン海（フィリピン EEZ）内におけるフィリピンに対する中国の威嚇的行動が増えてきた。中国の威圧的行動も、それに対するフィリピンの対応も、今のところいずれも武力行使の閾値を下回ってはいるものの、危険なレベルにあることは間違いない。

注目されるのは、こうした南シナ海における中国の威圧的行動の常態化が、中国の前面に南シナ海を挟んで米国の条約同盟国間の相互安全保障関係の強化による、日米豪比ミニラテラル安全保障ネットワークの出現をもたらしたことである。この Squad とも称される安

⁸⁵ ["Marcos says 'hard to imagine' Philippines can avoid Taiwan conflict," Nikkei Asia, February 12, 2023](#)

⁸⁶ ["Military chief says Philippines 'inevitably' involved if Taiwan invaded," Philstar.com, April 1, 2025](#)

全保障ネットワークは、南シナ海、就中、西フィリピン海における中国の威圧的行動を視野に入れた活動に重点を置いており、地理的範囲が限定されているが故に、効果的な対応手段であるといえる。

南シナ海紛争を巡っては、2002 年に ASEAN 諸国と中国との間で「南シナ海行動宣言 (DOC)」が署名されたが、実効性を欠いた。このため、全ての紛争当事国に対して法的拘束力のある「南シナ海行動規範 (COC: Code of Conduct)」を巡って交渉を重ねてきたが、20 年以上経った現在でも、「協議プロセスは順調に進んでおり、合意は近い」とは中国が繰り返し語るナラティブだが、実現には至っていない。他方、2026 年 7 月 16 日の南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国に無視され、形骸化している。しかも、ASEAN 諸国は、南シナ海における、特に中比間の対峙については首脳会談の共同声明などでも直接的な言及を避け、またほとんどの加盟国は無関心を装ってきた。更に、この地域における米中競争関係が激化する中で、米国の条約同盟国であるフィリピンを例外として、米中いずれかの選択を迫られることに対する懸念が高まっているといわれる。

こうした現状に鑑みれば、南シナ海における中国の威圧的行動を抑止し、阻止する上で、いわゆる Squad、日米豪比 4 カ国の安全保障協力は重要な意味を持つ。就中、日本は、この地域における安全保障アクターとして、更にはプロバイダーとして、中核的役割を要請されている。

日本もフィリピンも、列度の差はあれ、ともに中国の海洋における威圧的行動に直面している。また、「第 1 列島線における不可欠の結節点に位置している」台湾とは、南北に位置しており、台湾有事には無縁ではいられない。更に、両国とも、米国との条約同盟国であり、しかも米国は、フィリピンに対しては南シナ海における武力攻撃を米比相互防衛条約第 IV 条及び第 V 条に基づく相互防衛コミットメントの発動対象としており、日本に対しては尖閣諸島を日米安全保障条約第 5 条の適用対象であることを確認している。

シンガポールのシンクタンクが 2024 年 4 月に公表した調査報告によれば、東南アジア諸国が米中対立に全面的に巻き込まれることを回避する選択肢を模索するに当たって、日本は「ASEAN にとって最も信頼され、戦略的価値のあるミドルパワー」とされている⁸⁷。

しかしながら、この地域における最も信頼されるミドルパワーたる日本が安全保障アクターとして、更にはプロバイダーとして中核的役割を果たしていくには、特に Squad における安全保障協力を質量共に一層深化させていくためには、日本の安全保障政策における政治面そして法制面で克服すべき課題が多い。日本の覚悟が問われる秋である。

⁸⁷ [The ISEAS-Yusof Ishak Institute, The 2024 State of Southeast Asia Survey, April 2, 2024, p.49](#)